

令和5年第2回

森 町 議 会 会 議 録

1 2 月 会 議

令和5年第2回森町議会12月会議会議録（第1日目）

令和5年12月5日（火）

開議 午前10時00分

休会 午後 5時01分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 森町職員の給与に関する条例及び森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 2号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 3号 森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 4号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 5号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 6号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第 7号 新町まちづくり（建設）計画の変更について
- 13 議案第 8号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 14 議案第 9号 令和5年度森町一般会計補正予算（第8号）
- 15 議案第10号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 16 議案第11号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 17 議案第12号 令和5年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 18 議案第13号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 19 議案第14号 令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 20 議案第15号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 21 議案第16号 令和5年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 22 議案第17号 令和5年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 23 決議案第1号 パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議

2 4 議員の派遣について

2 5 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（14名）

議長	1 4 番	木 村 俊 広 君	副議長	1 番	伊 藤 昇 君
	2 番	河 野 文 彦 君		3 番	高 橋 邦 雄 君
	4 番	河 野 淳 君		5 番	山 田 誠 君
	6 番	野 口 周 治 君		7 番	斉 藤 優 香 君
	8 番	千 葉 圭 一 君		9 番	佐々木 修 君
	1 0 番	加 藤 進 君		1 1 番	山 本 裕 子 君
	1 2 番	東 隆 一 君		1 3 番	松 田 兼 宗 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼 出納室長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	釣 隆 吉 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記長	東 克 宏 君
監査事務局書記長	小 田 桐 克 幸 君
防災交通課長	柴 田 正 哲 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
企画振興課参事	池 田 恵 太 君
税 務 課 長	柏 渕 茂 君
保健福祉課長	宮 崎 弘 光 君
保健福祉課参事	萩 野 友 章 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮 崎 涉 君
住民生活課長	阿 部 泰 之 君
子育て支援課長	野 崎 博 之 君
環 境 課 長	川 口 武 正 君

農林課長兼 農業委員会事務局長	寺	澤	英	樹	君
農林課技術長	濱	野	真	行	君
農林課参事	佐	藤		司	君
水産課長	岩	井	一	桐	君
商工労働観光課長	奥	山	太	崇	君
建設課長	富	原	尚	史	君
建設課技術長	伊	藤	正	吾	君
砂原支所長兼 地域振興課長	落	合	浩	昭	君
町民福祉課長	金	丸	義	樹	君
教 育 長	毛	利	繁	和	君
学校教育課長	坂	田	明	仁	君
学校教育課参事	藤	嶋		希	君
学校教育課参事	名	生	達	也	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須	藤	智	裕	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木	村	忠	公	君
給食センター長	石	岡	丈	宜	君
さくらの園・園長	敦	賀	靖	之	君
国保病院事務長	千	葉	正	一	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消 防 長	東	谷	直	樹	君
消 防 次 長	松	居	順	一	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	小	田	桐	克	幸	君
次 長 兼 議事係長兼 庶務係長	関			孝	憲	君
庶 務 係	喜	田	和	子	君	
総 務 係	水	嶋	篤	市	君	
財 政 係	村	井		涉	君	
行革DX推進係	水	口	祐	太	君	

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第 1 号 森町職員の給与に関する条例及び森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2 号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 3 号 森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 4 号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 5 号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 6 号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 7 号 新町まちづくり（建設）計画の変更について
- 9 議案第 8 号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 10 議案第 9 号 令和 5 年度森町一般会計補正予算（第 8 号）
- 11 議案第 10 号 令和 5 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 12 議案第 11 号 令和 5 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 13 議案第 12 号 令和 5 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 14 議案第 13 号 令和 5 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 15 議案第 14 号 令和 5 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 16 議案第 15 号 令和 5 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 17 議案第 16 号 令和 5 年度森町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 18 議案第 17 号 令和 5 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 19 決議案第 1 号 パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議
- 20 議員の派遣について
- 21 休会中の所管事務調査等の申し出

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和5年第2回森町議会12月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、12月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願いがございます。議場における携帯電話の音は本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか電源を切っていただくよう、ご協力願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、河野文彦君、3番、高橋邦雄君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（木村俊広君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日から12月6日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供してありますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（木村俊広君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） 行政報告を行います。

9月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

今年は、11月に入ってから暖かで穏やかな気候が続いておりましたが、ここ数日は寒

い日が続き、冬の訪れを実感しているところでもあります。

さて、来年3月末で閉校となる町立駒ヶ岳小学校の閉校記念式典が11月3日に執り行われ、私も出席してまいりました。式典には在校児童17名と卒業生のほか、地域の方々が参加し、鳥山実行委員長が明治時代から地域に根づき、地域と共に歴史と伝統を築いてきたと式辞を述べ、児童会代表の進藤君が記念品を受け取りました。その後記念動画や校歌斉唱に思い出を振り返り、児童による前へ進んでいきます、そして未来へ、駒ヶ岳小学校ありがとうございますとの呼びかけに惜しみない拍手が送られました。

11月10日には森町と北海道電力株式会社との森町沿岸海域ブルーカーボン事業及び森町カーボンニュートラル推進のための連携協力協定書の調印式を江別市の同社総合研究所で行ってまいりました。北海道電力株式会社としても発電所から排出される焼却灰の再利用が課題となっている中、当町の1次産業から排出されるホタテ貝殻と木質バイオマス発電燃焼灰を混合して藻礁ブロックなどを今年度中に製造し、海域に投入することとなりました。これらの仕組みは地域の課題に付加価値をつけて地域内で循環させる副産物の地産地消であり、かつこれらを活用して磯焼け対策としての効果が発揮されれば、まさにカーボンニュートラルの推進とブルーカーボンの造成に向けた相乗効果が期待される場所でもあります。北電の上野副社長からは、海藻の培養や廃棄物の有効利用を長年研究しており、その知見と技術を最大限活用して支援したいといった心強いメッセージを頂戴しております。当町が掲げる昔の豊かな海を取り戻すを実現させられるよう、関係機関の協力を得ながら継続して取り組んでまいります。

さて、町立森小学校に増改築された町立森幼稚園の新園舎への移転オープンセレモニーが11月14日に園児26名と関係者により執り行われました。開催に当たり毛利教育長から、とても明るい教室と遊戯室があります、ここで元気いっぱい活動してくださいと挨拶が行われ、全園児によるテープカットが行われました。園児たちは新しい教室に入ると楽しい遊びや行事に心を躍らせ、園内探検を行う中で先生が話す注意に耳を傾け、新しい園舎生活の一步を踏み出しました。

11月18日から20日にかけては静岡県森町産業祭「もりもり2万人まつり&農協祭」の招待を受け、物産協会関係者と共に参加してまいりました。4年ぶりの通常開催となった今回の祭りは好天に恵まれ、朝からたくさんの来場者で祭り会場を埋め尽くすほどの盛況ぶりでした。北海道森町の出展ブースでは、人気のベニザケはすぐに完売、400個用意したイカ飯や焼きホタテもチャリティーイベント用として町が用意したものを含め午前中には完売となりました。今回の祭りでは、中国の禁輸措置により大変な影響を受けているホタテのおいしさを改めて多くの方々にPRすることができたと感じております。友好町55年目を迎えた両町の絆を今後もさらに深め、有意義な交流を続けてまいりたいと一層に感じたところです。

11月22日には森町とエネオス株式会社並びに日本生命保険相互会社と森林を活用した脱炭素社会の実現に向けた連携協定を締結しましたので、お知らせします。本協定において

は森町が保有する豊富な自然資源を活用した森林由来のJ-クレジットを創出、活用し、エネオス及び日本生命は創出されたクレジットを購入し、両者の事業活動におけるCO₂排出量をオフセットします。森町では2050年までに二酸化炭素排出量、実質ゼロにするゼロカーボンシティー宣言を表明しました。地域温暖化を防ぐために森林づくりに取り組み、環境保全と経済的な需要の両立を目指し、エネオス及び日本生命と連携しつつ、クレジット売却益を森林整備事業等に充て、森林の持つCO₂吸収能力のさらなる活性化を図ります。今後も3者協働で健全な森林の育成を通じて森林の持つ多面的な機能の維持、増進に積極的に取り組んでいくとともに、業種の垣根を越えて森林の循環利用による脱炭素循環型社会の形成に貢献してまいります。

次に、森バイナリー発電所建設についてです。北海道電力株式会社が保有する濁川森地熱発電所が蒸気のみを分離して発電した後、地中に戻す還元熱水の一部を有効利用し、バイナリー方式にて発電する施設、森バイナリー発電所の建設が既存の地熱生成からD基地横に令和4年夏、8月より着工し、本年11月から営業運転を開始しており、去る11月29日に建設地で行われた竣工式に出席してまいりました。事業実施については、北海道電力株式会社が主体となり、3者による森バイナリーパワー合同会社を設立し、事業計画の検討段階から地元濁川町内会を通じ地域住民へ説明、進捗状況や工事車両運行状況を随時情報提供を行いながら施設建設の竣工に至っております。今後も地元住民と事業者との連携を密にし、施設の安全運転を願うものであります。

最後となりますが、風力発電建設計画についてです。東京に本社を有する森風力開発株式会社が町内砂原地区において風力発電施設の建設を計画している旨の説明がございました。同社によりますと最大16基の風力発電風車を設置し、合計最大出力4万8,000キロワットを想定しており、2030年度の運転開始を検討しているとのこととあります。今後環境アセスメントを含む調査等を進めるに当たり、地域住民への説明会や意見交換及び関係機関との協議を重ね、必要とされる認可を得て計画を進め、さらに環境面等へ最大限考慮し、事業を通じて地域に貢献するよう努めてまいりたいと申しておりました。先ほどの濁川地域と同様に行政、事業者等が共に森町の再生可能エネルギーの進展並びに地球温暖化防止に努めていくことが望ましいと思うところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（木村俊広君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行うとともに、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお

願いいたします。通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局も含め不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。

初めに、高等支援学校について、通学路の安全確保についてを行います。議席8番、千葉圭一君の質問を行います。

最初に、高等支援学校についてを行います。

○8番（千葉圭一君） それでは、質問をさせていただきます。

6月の本会議で障がい児及びそのご家族への支援についての質問を町長にさせていただきました。町長からは、養育を必要とされるお子様とその家族様を含め全ての方がご希望される養育をお住まいの地域で受けられることを目指します。また、誰もが住み続けられるまちづくり、未来に幸せと希望を見いだせるまちづくりを実現していきたいと心強いご答弁をいただきました。そこで、障がい児及びそのご家族からの要望として高等支援学校の開校を切に望んでおります。

北斗市にある北海道上磯高等学校の校舎の中に、空いている教室などを利用して北海道北斗高等支援学校が平成29年に開校となりました。森町にある北海道森高等学校もまた校舎の中には空いている教室が多々あります。

町長にお伺いします。高等支援学校の開校に向けて今後取り組んでいくお考えがあるのかどうかをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

初めに、森高等学校への高等支援学校開設については2つの側面に留意することが必要です。1つ目は、障がいを持つ子供やそのご家族からの側面です。現在渡島、檜山管内には高等支援学校が分校を含めると6校あり、各学校がそれぞれ様々な学科を設置し、特色のある教育を実施しております。子供たちやそのご家族は障がいの程度や特性、学力など、将来を見据え総合的に判断し、進路を決めていることと思います。ですから、議員おっしゃるとおり町内に高等支援学校が開設されれば選択肢も広がり、子供たちやご家族にとって大変素晴らしいことと考えます。

2つ目は、森高等学校としての側面です。森高等学校への高等支援学校開設につきましては、森高等学校が北海道教育委員会の管轄であることを踏まえなければなりません。公立の特別支援学校につきましては、毎年北海道教育委員会において特別支援学校高等部進学希望者を受け入れるため配置計画を策定しており、令和8年度までの見通しでは道南地区は学級数、定数とも変更はないとなっており、他の地区においても道央部など増加が見込まれる地区はあるものの、既存校で対応するとなっております。

道南地区の定数割れが多い中、森高等学校施設内に施設の高等支援学校開設は難しいと考えておりますが、まずは北海道教育委員会の考えを聞きつつ、高等支援学校開設の可能

性について考えてみたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問。

○8番（千葉圭一君） 今後北海道教育委員会の考えを聞きつつ、高等支援学校の開校を前向きに考えていただけるというお話を聞かせていただきました。この高等支援学校につきましては、親御さんから、今の児童の中にはもう間に合わない、だから今後の子供たちのためにもぜひ開校してほしい。あと、もう時間がかかるということは十分分かっているという親御さんもいました。既に社会人になっている子供さんもこれからの子供たちのためにもぜひ開校を目指してほしいというご意見もありました。それは既に町長もいろんなところに参加していただいて多分お聞きしているとは思いますが、子供たちの育っていく成長の過程において一つ抜けているところがこの高等支援学校なのです。幼稚園、保育所、小学校、中学校あって、そこの高等支援学校の部分がどうしてもないのです。森町だけではなくて、この近隣、例えば鹿部町にしろ、八雲町にしろ、そこもないのです。函館だとか、北斗市とか、七飯町とか、あの辺は近いところにいっぱいそろっていますけれども、この部分ではないのです。ですから、ぜひこの開校を目指して、時間がかかるかもしれないけれども、第一歩を踏み出していただきたいなというふうに考えておりますけれども、再度改めて町長の強い意志を、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

千葉議員もいろんな支援団体ですとか、お父さん、お母さんのもと、ご両親のもとにお話を聞きに行っているというのは本当に多くの方からお伺いしておりました。私も様々な団体といいますか、いろんな環境に置かれる方々、同じような環境、境遇にある方々が集まって皆様情報交換をされている会になかなか時間も取れない中だったのですけれども、参加させていただいて、本当にいろんなお話聞かせていただきました。親としてやっぱり皆さんがおっしゃっているのは、私たちがいなくなった後子供たちがこの森町でどうやって過ごしていけるか、どのようにして彼らを成長の道に進めさせられるかどうか、そういったところを本当に悩まれておりました。議員おっしゃるとおり、その支援高等学校という部分は確かにこの森町、八雲も含め近隣ではない部分なのかなと思っております。先ほど答弁でも少しお話しさせていただきましたとおり、なかなかハードルは高いというところは議員もご理解していただいているのかなと思っております。しかしながら、ゼロベースといいますか、できないということを前提にそこで諦めてしまうというのはなかなか私も心苦しいと思いますし、何より挑戦者を集める、挑戦者というところの言葉を使わせてもらっている以上、私自身が挑戦していかなければならないなというところは常日頃思っ

ているところでございます。

様々な、森高校もそうですけれども、中学校、小学校、本当に空き教室も増えていく中で幅広くどういったことに使っていけるのかということを考える上では養育の環境、そういったものを活用するということも当然選択肢には入れていくべきだと考えているところでございます。

そして、町内でのそういった支援の体制というものはやはり行政だけではできなく、民間の方々も一緒に協働していただきたいというところではあるのですけれども、最近様々、例えば児童通所支援センター、かつ体験型職場訪問事業をやっていただける、そういった事業者が新たに尾白内にできましたし、就労継続支援B型事業所、これもまた同じく尾白内にもう一件できました。子供の頃、小中、そして就職就労支援、さらにその後、まさに議員がおっしゃるその高等というところでは、層をやはり厚く行政と民間と一緒に作り上げていくというところはしっかりとやらせていただきたいと思っております。

繰り返しの答弁にはなりますけれども、しっかりとまずは北海道のほうと意見を聞きながら、その可能性については進めていくとともに、さらなるその町内全体的な養育環境、将来独り立ちできるような、そして仕事ができるような環境をしっかりと事業者と共に、民間の方々と共につくっていただければなと思っておりますので、改めて決意表明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 高等支援学校についてを終わります。

次に、通学路の安全確保についてを行います。

○8番（千葉圭一君） 続きまして、通学路の安全確保についてという質問をさせていただきます。

令和5年度の教育行政執行方針の中で学校教育の主要な施策の中で、学校の安全については学校の状況に対応した防災教育を実施する。学校や学校施設などの整備を進めてきているというふうに承知しております。それでは、通学路についてはいかがでしょうか。通学路については通学路の安全確保を地域や関係機関との連携を強化し、予防や点検活動に努めていくというふうに書いております。通学路といっても国道もあれば、道道もあれば、町道もあるわけです。そこで、具体的に誰がどのような予防や点検活動に努めているのか。また、そこに不具合があった場合にその点検活動後はどのように対処され、確認をしているのか教育長にお伺いします。よろしくお願いたします。

○教育長（毛利繁和君） お答えいたします。

森町内の通学路における交通安全の確保の取組を着実かつ効果的に推進するため、また通学路に係る課題について連絡調整や情報交換を図ることを目的に森町通学路安全推進会議を設置しております。この推進会議は、国道を管理している北海道開発局函館開発建設

部八雲道路事業事務所、道道を管理している北海道渡島総合振興局函館管理部八雲出張所、町道を管理している建設課、森警察署、森町校長会、森町PTA連合会、防災交通課で組織しております。通学路については毎年全学校から道路等の危険箇所を抽出してもらい、推進会議において抽出した危険箇所の中から重要度の高いものや、早期に対策が必要と判断したものを対象に必要なに応じて合同点検を実施し、対策が必要な箇所に応じた具体的な実施メニューを検討し、各所管において対策を講じております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○8番（千葉圭一君） 再度質問をさせていただきます。

この森町通学路安全確認推進会、私初めて聞いたのですけれども、こういうこと、こういう場所があるのですね。こういう会が、組織が。ここに出されるそういった通学路に当たっての危険な箇所等の情報なのですけれども、この情報というのは、これはそれぞれが、PTAの方も、道の方も、建設課の方も、警察の方も子供目線で通学路を歩いて確認なさっているのですか、車で回って歩いて確認しているのですか。

それが一つと、もう一つが例えば国が出している通学路というのは本当に雑草何一つ生えていないきれいな、よく写真が出ているのですけれども、森町だとかほかの地域に応じたところって意外と雑草とかいろんなのが茂っていて、それは仕方がないのかなというふうには思っておりますけれども、ではそれも含めてこの基準値を超えたような場合は、これは除去しなければならぬとかという指標値、もしくは基準値、これがこの推進会の皆さん方の統一した見方になっているのかどうかをお尋ねしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時31分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

○教育長（毛利繁和君） この推進会議のことについて今再質問がありました。

まず、議員おっしゃるようにその確認はどうしているのかという点についてですけれども、もちろん箇所が上がってきた、抽出されたところですが、については現地で合同点検をします。対応策を考えるというような流れをしております。大体この会議において点検するのは、7月から8月ということが例年多いです。ちなみに、会議については平成27年度に設置されたものですので、最近の取組、この10年内の取組ということになりますが、やはり議員おっしゃるとおりその通学路の点検はどうなっているのかということから設置されたものです。当然抽出されたものの7月から8月の時点でのことと、今出ていた雑草等については、その時点では何事もなかったものが時間を経ることによってまた変

化しているということも当然出てこようかと思えます。先ほどの抽出の話に戻りますけれども、抽出されたものについては先ほど言った合同点検をして対策を練ると。それから、変化したものについては、先ほどは計画的にできるものなのですけれども、随時という形になろうかと思えます。実際にそういう声が上がればまたこの推進会議において、あるいは学校等から情報が寄せられる形で教育委員会がこの会議に働きかけて、あるいは事務所等に働きかけて対応をしていると、そういう状況です。なお、雑草が何センチという基準値については、この会議では定めてはおりません。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 改めて質問させていただきます。

言葉足らずで申し訳なかったのですが、雑草の高さではないのです。安全な歩道の確保ですから、雑草の高さが何ぼあっても確保できていれば問題はないのです。歩道が例えば1メートル20センチあって、そのうち土砂とか雑草が3分の1を占めてしまうと、残りの3分の2で子供たちが道路側を歩かなくてははいけない。そういった場合に基準があるのですかということなのです。要するに、抽出というところにこの抽出とする基準があるのか、ないのか。もし別がないのであれば、今後森町教育委員会としてこういうふうな統一した点、その問題点を発見するためにこういう少しの指標値みたいなものを設けたほうがより安心な、抽出できる項目もまた多々増えるでしょうし、未来永劫に続くものだというふうに思えます。一々指摘が町民からあることではなくて、定期的にやることで確保できるのだというふうに思っております。

それと、雑草だけではなくて塀とか、あと頭の上、本当に歩いてみないと分からないことってたくさんあるのです。頭の上いろんなものが飛び出していて、いつ落ちてくるか分からないところを子供たちが歩いているというような状況があった場合、それは車を運転していたのでは見えないのです。だから、その抽出するに当たってもぜひ通学路を歩くという、実際に子供目線で歩いてみるということも一つ含めてこの推進会にご提案していただいて、今後の方策の一つとしてまとめていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○教育長（毛利繁和君） 様々ご指摘ありがとうございました。まず、議員おっしゃるように、その雑草の高さではなくて歩道の幅ですよ。車道のほうにはみ出さないと歩けないような、これはもう危険だと思いますので、そこが歩道何センチはやっぱり確保必要ですよというように、例えば基準は現在ございませんので、これをまず一つ押さえておきたいと思えます。

それから、2つ目に7月から8月にかけて集まった情報を基に推進会議のほうで現地を見て検討するという流れになっておりますけれども、これが町内だけの事業所ではなくて八雲にある事業所等もあるものですから、回数についてどの程度行えるか、あるいは定期的に子供目線でどのような点検を行えるかということについて、これは今後もう少し充実

の方向で推進会議のほうに図りたいなというふうに思います。

それから、抽出の制度です。このことについても同様に推進会議のほうにこういうお声があったということで、ぜひ制度を高めるような、そんな方向で検討していただくということを3点、今後働きかけていきたいとします。ありがとうございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 通学路の安全確保についてを終わります。

以上で議席8番、千葉圭一君の質問は終わりました。

次に、学校に関わる譲渡会開催を、森町複合施設の建設に向けて、議席7番、斉藤優香君の質問を行います。

初めに、学校に関わる譲渡会開催を行います。

○7番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

学校に関わる譲渡会開催を。令和5年に閉校した小学校、既に閉校している学校には不用品になっている備品が残っております。再使用の可能性のないものを必要とする町民への譲渡会開催をしてはいかがでしょうか。また、教育は何かとお金がかかります。PTAと連携し、町の取組として制服、スキー用具など成長に合わせて必要になる学習用品の譲渡会開催をしてはいかがでしょうか。家庭の負担を軽減する、またSDGsや物を大切にすもったいないの観点からも、そしてこれからの子供たちにすてきな未来を残すためにも官民一体で取り組んでいくことが必要であると考えます。教育長の所見をお伺いします。

○教育長（毛利繁和君） お答えいたします。

町の所有する財産は土地や建物などの公有財産や備品などの物品があり、常に良好な状態においてこれを管理し、この所有の目的に応じて最も効率的、これを運用しなければならぬとされております。これまでも閉校や休校した学校において利用できる備品につきましては、町内の他の学校や公共施設などで再利用し、または次の使用時に備え保管しておりますが、実用に耐えない備品は廃棄処分を行っております。議員ご質問の備品を譲渡する場合には公益上の必要に基づき行うこととされていることから、譲渡先の備品の運用内容などをしっかり精査した上で行わなければなりませんので、個々の事案ごとに対応していきたいと考えております。

また、譲渡会のご質問がありました。譲渡会につきましては、PTA活動の一環により子供の成長によって体に合わなくなったスキー用具を譲り合う場として、学校を会場に各ご家庭や地域の方の協力も得ながら開催され、保護者間の交流の場としても有効的な取組として成果を上げていることは承知しております。今後につきましても、学校などの公共施設を学用品の譲渡会や研修会、交流会などの活動の場として有効利用していただき、PTAや学校と地域の協働した取組がより活性化されるよう連携してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○7番（斉藤優香君） 譲渡会については、以前も森町では行っていたことがあると聞いています。なので、できれば個々で対応とかではなく、町民皆さんに町の大切な備品なので、長く使ってもらうように、または思い出の品とかもあると思うのです。そういうのを大切に使っていただくようにやってはいかがかなと思うのです。時期はそんないつまでにとかということではないのですけれども、長く放置しておくことによって物ってやはり、使われないことによって駄目になっていくものというのがいっぱいあると思いますので、町で必要なもの以外は早めに町民に使っていただくというのがよいのではないかなと私は思います。

今教育長からのお話にもあったように、森町では学校単位で行われているそのスキー譲渡会なのですけれども、あります。今は学校にその協力してくれる人たちがいるから成り立っているという、から任せておくというのではなく、しっかり教育の一環として、また町の取組として教育委員会がサポートするという体制を取っていきませんか。

ほかの市町村では既に教育委員会が中心となって運営されているところが多々あります。一部の学校や、やはり人づてに物を探すというのは限界があると思っています。なので、ぜひこれは町ぐるみでやっていく。これからの世の中というのはリデュース、リユース、リサイクルに取り組んでいかなければならないと思います。この取組というのは、やはり子供たちに向けてもSDGsのことを考えるきっかけにもなると思います。先ほど本当に教育長が言われましたように、今までは保護者と先生が続けてきたこと、そういう伝統があるということは森町の強みだと思うのです。そういう連携が取れているというのは素晴らしいことだと思いますが、これからは学校教育に関わることは町全体で考えていてもいいのではないかと。特に今森小でそのスキー交換会をやっていますけれども、スキー学習がない子供が森小にこのたび入ってくることになると思うのです。そういう子供たちのためにも、あと鷲ノ木ではまだスキー学習もあります。そういう子供たちも含めて学校全体、そして砂原ではスキー学習がなくともスキーをやりたいという子たちもいると思います。本当にごく一部の学校だけでやられていては、そういう子たちまでに行き渡らないということもあると思うのです。なので、学校教育に関わることは町全体で考えていって、そしてそれはもうこれから継続していくという形を取っていただきたいなと思っていますので、教育委員会も共に考えていくという考えにならないかなと思っています。いかがでしょうか。

○教育長（毛利繁和君） 大きく3点のご質問いただいたと思っています。

まず、1点目、今後使う見込みのないものについては譲渡会したらどうかというようなご意見、ご質問でした。先ほど答弁しましたように、この点についてはあくまでも私たち

行政の執行という立場からすると、やっぱり公益上の、これ法令に書かれているものから、公益上に利するとか、資するとか、そういうことへのまず物品の譲渡については考えなければいけないということは踏み外せないと思います。現に今までも例えば閉校だとか、休校した校舎で使っていたものについて新たな学校で既に使っている、あるいは保管していたものをこのたび再び使うことになった幼稚園のステージとかがあるわけなのですけれども、そういうことを考えると、実用に耐えないという意味は将来的にももう使う見込みがないもの、それから実用に耐え得ることができないというのは破損している等々、そういうものを廃棄処分にするので、その廃棄処分したものについては譲渡することはできると思いますので、ただそれらのものが果たしてどの程度あって、実際の生活上実用に耐え得るものではない、あるいは危険なものについてはもう出せませんから、そういう範疇の中において譲渡することはできる、可能であるというふうに考えています。

2点目、例えば先ほどスキーの例を出されましたけれども、学用品の例えばそういう譲渡会をするということについては、私たちも他の自治体でどうなっているのだろうということで調べました。現実には実行委員会形式で行われていることが多数ですので、やはり行政がというよりも、行政は何かそのお手伝いとか、手助けをするということはもちろん考えておりますけれども、その実行委員会を主たる組織として私たちが入るということはあまり今ふさわしいとは思いません。何がふさわしくないかという、先ほどスキーの例で申し上げると、現実には非常に古いスキーが今残っている状態です。スキーというと、やっぱり安全面でどうなのか。もったいないということと、その安全の担保ということ、これてんびんにかけることはできないので、現実にはほかの町の譲渡会というのですか、スキーの交換会みたいなものを見てみると業者がそこに行って、要はそこにそぐわないものあればお買い求めくださいというような、そんなふうなことも聞いていますし、装置の取付けについてはやっぱり専門家が金具の取付けを行わないと、とてもその安全を担保した形での譲渡は難しいかと思えます。ですから、あくまでも渡すほう、それから受け取るほうが納得の上でしなければならないので、私たちとしてはその安全の担保というところの壁とか、ハードルは非常に高いものと思っています。

それから、3つ目に学校教育に関わること、入学先とか、転学先が替わって、スキー学習は今まで経験ないのだけれども、これからスキーを学ばなければならないということに関しては、子どもというよりもこれは町の事業で、経済的な理由がある方には就学援助をまずされていることは御存じかと思えます。小学校で、中学校で若干金額の差はあるものの、就学援助をしております。それから、スキーについては実は助成をしております。小学校6年間の中でその成長に合わせて2回にわたって、上限額が1回2万6,500円というふうに決まっていますけれども、それを6年間の中の2回分補助としてお渡しできること

にしております。あるいは入学祝金というものを森町では出してしておりますので、ちょっとそういうことも活用しながら、ぜひそのスキー用品についてご購入いただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問はありますか。

○7番（斉藤優香君） 私は、とつてもがっかりしました。そういうことを言っているのではなく、例えば2回、2万6,000円出しているだろう。子供って年に2回だけでスキーの丈が足りるかどうかというのは、もう校長先生だった経験もあるので、それ毎年のようになっていくということもありますし、あと教育委員会が安全面を確保できないから教育委員会は関わらないというのではなく、だから教育委員会が関わって安全なものをリサイクルというか、子供たちに与えていくというのが私は必要な姿勢ではないかと思うのです。ここで安全面が確保できないからというのではなく、やはりほかの学校ではきちっと教育委員会が、ほかの町でも教育委員会がもとになってやっている。そして、ちゃんと業者を入れて点検をして、そして安全なものを子供たちに使ってもらおうということをやっているのです。それがこの町にはできないというのがもう何かちょっと悲しいというか、今までどおりPTAと学校に任せて、あとは知りませんよということになってしまうのかなという。それはちょっと、もう少し、私が先ほど言ったようにこれからは物を大切にしていこうとか、もちろん新しいものが欲しい子たちもいますけれども、使えるものは使っていくという時代になっていくのではないかなと思って、お金があるから新しいものとか、お金がないから古いものを使うということではなく、使えるものはみんなで回していこうというような世の中になればいいなと、そういうところからも教育委員会も関わっていただきたいなと思っています。学校備品の譲渡会につきましても、ほかのところに使えそうなものとか、そういうものはもちろん公的に使っていただきたい。だけれども、処分しなければならないものとかというのもあるのであれば、使える町民が使っていくというのは、別に公益にあれしなと思うのです。全然要らなくなるものであれば、要る人に使っていただくというのをやっていただきたいなと思うのです。また、今回季節的にもスキー用具になっていますけれども、制服や、それと学用品って様々なものがありまして、例えば裁縫セット、彫刻刀セット、絵の具セット、書道セット、縄跳び、鍵盤ハーモニカなどなどほんのいつときしか使わないものや共有できるものなどがあると考えると、保護者や教育現場の意見を聞きながら再考してもいい時期なのではないでしょうか。子供の人数も減っています。そして、子供のかばんがすごく重いということもあって、いろんなものが共有できれば私はいいのではないかなと思うのです。その辺りとか、あと保管場所について、保管場所がないとかという話も聞かれています。そういうのは今現在閉校になったり、閉園

しているところを利用してできるのではないかという考えもありますので、ぜひ町としてはこういうことに取り組んでいるのだ、すばらしいでしょうというぐらいになっていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○教育長（毛利繁和君） 今また3点の質問を頂戴しました。

まず、1点目お話しされていた他の教育委員会ではやっているということですが、すみません、私どもが調べた範囲では先ほど答弁したように実行委員会形式がほとんどです。町の行政で主体的にやっているというよりは、実行委員を後押しするというようなことで進んでおります。先ほど申し上げたように、やはり安全面というのを全く考えずにこうした物品をやるというのは、行政としてはちょっとそれは責任上いかななものかなと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、2つ目に処分してもいいものについては、先ほど廃棄処分という言葉を出しましたが、廃棄処分ということについては譲渡することが可能です。ただ、将来的に使用するかもしれないものについては、やっぱり保管という形を取って公益上のものに資するということが、これが大事なことではないかなと思っているので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、スキーというのは実は各学校で教育課程に含むかどうかということが選択する内容となっております。マストで必ずやらなければならないということにはなっておりません。そういう教育課程上の問題も含む中で、そのほか制服、裁縫用具、もしかしたら鍵盤ハーモニカとかいろいろあると思いますけれども、これらのことについて学用品を一括で教育委員会のほうで何らかの管理ということは、いろいろ検討をしてみたいと思いますが、かなりハードルが高いものというふうに思っております。

それから、最初の質問の趣旨からはちょっと違う観点になると思いますけれども、保管場所の件が出ておりますけれども、これについても同様に検討を進めますが、個人が所有すべき学用品についてはなかなかやっぱりその学校内で、あるいは個人の家庭で管理することが主になります。ただ、現在そのかばんの重さのことも出ていましたけれども、相当教科書等について、いわゆるロッカーの中に置いていく、それから先ほど出ている裁縫用具等について、絵の具セットについて学校の中に置いて保管をしておくというような形が現在では積極的に進めているところですので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 学校に関わる譲渡会開催を終わります。

11時10分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

次に、森町複合施設の建設に向けてを行います。

○7番（斉藤優香君） それでは、続きまして質問させていただきます。

森町複合施設の建設に向けて、森町公民館、森町役場庁舎の更新を軸とした町民ワークショップが始まります。新たな森町の生活像、産業構造、交通手段、防災なども含めたまちづくりとして基本構想に関わる検討会と基礎項目の整理も同時に進行していくと思われれます。項目の一つと考えられます建設費用については、建て替えに関する有利な起債が将来不透明なため、複合整備を断念した市町村もあります。財政状況の見通しを立て、有利な起債制度の継続、または創設を国に要望し、建設基金の積立てと既存の文化センター建設基金の増額を提案いたします。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

現在町では森町公民館と森町役場庁舎の更新を軸とした森町複合施設整備基本構想策定業務を進めております。今月15日と16日の2日間で町民ワークショップを開催し、町民の皆様から多くのご意見やアイデアをいただきながら、基本構想策定の参考としたいと考えております。なお、ご質問にございます総合的なまちづくり構想に関しましては、当然のこと複合施設整備と併せて整理していかなければならないものと考えております。

また、建設費用のうち役場庁舎部分については現在有利な起債制度がないということは認識しておりますが、複合施設整備に向けては今後の財政状況を考慮し、ふるさと応援寄附金などの推移を踏まえ、文化センター建設基金も含めた公共施設整備に向けた基金の増設も視野に進めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○7番（斉藤優香君） 再質問させていただきます。

町長も今おっしゃられたように基金の増設というのを考えているとおっしゃられましたので、本当であれば有利な起債が必要だと私は思っているのです。ふるさと納税頼みでこれを建設していくのかというところにちょっと無理があるのではないかなと思います。

基本構想想定業務仕様書の委託内容でも、事業費及びスケジュールの検討の中で配置計画を踏まえた概算事業費を算定するとともに整備に向けた補助メニューなど、整備費確保に向けた基本的な考えについて整理するとありますが、本当にこれは財源の見通しが立っていないと計画自体が変わってきてしまうのではないかと。それによって取りやめたり、建設方法を変えたりしている町村がある中で、森町としてはそのふるさと納税だけを頼りに

しているのかという、根拠はそこなのかというところと、あと建て替えに有利な市町村役場機能緊急保全事業債というのがあります、それは令和2年に終了しているのですけれども、それをまた継続というか、もう一度それをやってほしいと言って立ち上がっている市町村とかもありますので、そういうようにやはり国に要望していくということが必要ではないか。それはとても有利なので、町民にとってもいいのではないかと思います。

あと、森町の建て替えが対象事業に当たるのかどうかというのはこれからの計画にもよるかと思いますが、緊急防災・減災事業債、これも事業期間は令和7年までとなっています。その他の公共施設の整備のための地方債も事業期間が令和7年から8年で終了というのがほとんどなので、本当にそのために計画を断念、または変更している市町村がありますので、その辺りも含め継続と創設をしっかりと国に要望していただきたいと思います。やはりこのいいものを造る中で財源というのは重要になってくると思いますので、再度お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

財源の見通しというところで大きくはご質問いただいたのかなというふうに捉えています。各種起債に関しましても今ご質問にありましたその緊防災の期限等々、一応制度上必ず期限はあるというところはまず捉えていただきたいのと、それに関して様々な有利な起債、緊防災にかかわらず本当に多くの起債の継続、制度の延長というものは期成会もそうですし、町村会も含めて毎年国の担当省庁、国会議員、様々なところに要望、陳情に上がっている次第でございます。今後の計画が先で何が使えるのか、起債がどういうふうに関後延長等々も含めてなるものに計画を合わせるのか、その辺は今後の推移を見定めながら考えていかなければならない、その要素はこれから行っていくという段階ではあると思いますけれども、確かに複合施設でございますので、今まで類を見ないような高額な建設費用がかかるというところは捉えておりますので、当然ふるさと納税だけでこれはできるとは考えておりませんので、その辺は改めてお伝えしておきたいと思います。

また、単純に事業費をどんどん、どんどん積み重ねて行って起債を起こしていきますと公債費というか、借金の返済部分というものが年々年々積み上がりまして、当然財政は圧迫していきます。当然単純に人口減少も進み、様々なこの社会というものが縮退する中でいろんな事業の見直しというものは、これはセットでやっていかなければならないと考えております。全てをトータルで財政の面は考えていかなければならない中で起債が膨らみますと償還分、公債費の部分をどうやって捻出していくかというところは当然議論にもなっていくと思いますし、それは毎年の財政の中で議員の皆様からのご意見ですとか、公共施設のこの建設にかかわらず全てにおいて財政というものを議員の皆様からご意見をいただき、そして分かりやすいようにご説明をさせていただくというところはしっかりと行

っていききたいと考えているところであります。

改めまして、現状では過疎債ですとか合併特例債というものも当町では現状では使えるような感じではございますが、こちらも令和7年度までの着手分までというところもありますので、急ピッチでどこまで使い切れるかという言い方はちょっとおかしいのですけれども、活用し切れるかというのはしっかりと行政の中で議論し、進めていききたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） そこで、先ほども町長も基金の話をし少しされたと思うのですけれども、まだ具体的なスケジュールというのは出ていませんけれども、これはやはり時間がかかる計画になっていくのかなと思います。その中でできることをしていくというのは大切ではないかと思えます。現在文化センター建設基金の残高は令和3年度末で1,382万円です。これは町民の方々の、建設に向けて少しでも寄せられたお金から成り立っているものと記憶しております。これをこれからまたそのまま善意の寄附みたいな形で積み立てていくのかということもありますし、今現在森町幼児教育・保育施設等整備基金を積み立てておりますが、この建設後の方向性を決めてからになるとは思いますが、やはりぜひ複合施設整備基金の設置をしてはいかがでしょうか。再度お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

基金の創設というところで、これはどういった形かは別として必要になってくるのかなというふうに考えております。どういった基金なのかということもしっかりと考えなければならぬと思っております。直接事業費に充てるための基金なのか、それとも減債基金的な要素というものでつくり上げることのほうがよいのかということ、ある程度判断しながらやっていききたいと思っております。有利な起債というところで何が有利なのかということ、これも考え方によってはなかなか変わるのかなというふうに思っています。俗に言う過疎債ですと充当率等々あるのですけれども、起債起こした中の70%は大体交付税で戻ってくるというような考えもあります。しかしながら、返済期間がすごく短くて、年間のその公債費が大きくなりがちというところ。一般的な建設債というところであると、交付税の措置というのはないのですけれども、償還期間が長くて比較的年間の公債費に充てる額を抑えられるという考え。この辺の2つをうまくバランスよく考えるというところで基金に充てるお金をどう使っていくか、減債に充てるのか、直接事業費に充てていくのかということも考慮に入れながら基金の増設は考えていききたいと思っております。その辺も議会に諮りながら、皆様のご意見いただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（木村俊広君） 森町複合施設の建設に向けてを終わります。

以上で議席7番、斉藤優香君の質問は終わりました。

次に、中国の日本産水産品禁輸への対応について、不納欠損問題の最終報告書の公表方法について、グリーンピア大沼の町民送迎バス休止について、飼い主不明猫への対策について、議席6番、野口周治君の質問を行います。

初めに、中国の日本産水産品禁輸への対応についてを行います。

○6番（野口周治君） では、早速説明から入ります。

中国が日本産の水産品の輸入を禁止してから3か月がたちました。森町のホタテも大変な影響を受けていますが、いまだに事態好転の見通しは立っていません。政府から町に届いた補償のメニューは1億円。町では、それを使って全国の学校給食にホタテを無償提供する。経費が半分ならば実質の効果金額は5,000万ぐらいでしょうか。この取組でホタテのファンも森町のファンも増えたと思います。それはよいのですけれども、森町のホタテ産業の規模、大胆に推測すると加工後の数量でおおむね2万トン、キロ400円とすれば80億円です。その7割を仮に中国に輸出しているとすれば56億円。それに対して僅か1億円。補償の真水部分が5,000万円ならば56億円の1%にもなりません。さらに、このほかに殻つきの貝、両貝の形、稚貝も大量に出荷、輸出しています。関係者は懸命に手を打っていますが、まず今すぐに養殖、加工の関係者が倒れないように支える必要があるのではないのでしょうか。国や東京電力による速やかで全面的な補償、そうでなければくだんの水の放出停止を求めることが必要ではないのでしょうか。それらに時間がかかるのであれば、まず仮払いも含めて要求する。新たな借金を負わせる融資、あるいはいつ結果が出るかも分からないような新しい販路、加工プロセスの開発のような話では間に合いません。

また、これは事業者の利益分だけの話ではありません。事業者の立場ではコストと言える働いている人たちの収入の補償、でめんちんなどと言いますけれども、この補償など地域を丸ごと支える取組としてです。そういった手続が苦手な人もたくさんいます。しかし、苦手だから行き詰まって、苦手だから倒れてよいはずがありません。今すぐ必要なのは、まずホタテ産業全体を倒さないことです。養殖、加工は全体が連関して通年で動き続けている産業です。例えば倉庫に物がたまれば、その次の加工は動けなくなります。操業を止めてしまえばいろんなものが失われて、次に機会が来ても再生できなくなります。

ホタテ産業の関係者には全く責任はないのにこの事態です。ここは、町が乗り出して取組を進める必要があるのではないのでしょうか。町の屋台骨であるホタテ産業、町の大切ななりわいとそこに働く多くの人たちを守ることについての町長の決意と覚悟を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

今年の8月24日にアルプス処理水が海洋放出されて以降、中国は日本産水産物の輸入を

全面停止したことで、函館税関の発表によりますと道内から中国への魚介類及び同調製品の輸出額は9月、10月と2か月連続でゼロという結果でありました。森、砂原両漁協につきましても一部魚種の取引価格が値下がりしたり、これから最盛期を迎える養殖ホタテの出荷にも大きな影響を及ぼす可能性があり、非常に先行きが不透明な状況にあります。

また、水産加工会社においても中国へ両貝冷凍として輸出したホタテが戻され、玉冷加工した貝柱も行き先を失うなど、地域経済の根幹を担う水産業の存続が非常に懸念される場所でもあります。この間、国では水産業を守る政策パッケージとして1,007億円規模の各種対策費用を措置したり、北海道や道漁連では消費拡大キャンペーンなどを行っております。町としましても全国学校給食ホタテ提供事業として約52万食分を町内水産加工会社から買取り、先月から順次発送しております。しかしながら、これらの効果は一過性で、なおかつ有効性に欠けるものも多く、国家間の問題が解消されなければ根本的な解決には至らない現状であります。このため当町単独で行動するよりも大きな組織で行動するほうが効果的と判断し、10月11日に管内の首長で構成する渡島総合開発期成会として経済産業省と農林水産省に対し緊急要望を行ってまいりました。要望の内容としては、資金繰りへの速やかな対応、国内の消費拡大支援、風評被害への万全な対応及び輸入停止措置の即時撤廃を4本柱に据えながら喫緊の課題を伝えてきたところです。

また、10月27日は当町で、そして11月18日には八雲町で行われた噴火湾ホタテに関する意見交換会では、北海道選挙区選出の長谷川参議院議員や東京電力の賠償担当者に対し、漁業者、水産加工会社からは処理水の放出停止や納得のいく賠償制度を強く求める声に加え、中国への輸出再開なくして噴火湾のホタテ養殖は成り立たないといった切実な窮状を訴えております。

東京電力では本日5日に長万部町内に相談窓口を設けたところですが、町としましても地域の経済を大きく左右する養殖ホタテ産業が将来にわたり安心して継続していけるよう今後も率先して様々な要請活動に参加しながら、地域の代弁者としてしっかりと声を上げ、関係者の不安を少しでも払拭できるよう尽力してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○6番（野口周治君） 答弁を伺って基本認識、問題の大きさについては共有できているなと思いました。まずは安心しました。

そこで、時間軸でお話をします。年が明けて2月には、いわゆる耳づくりの仕事が始まります。片方で倉庫には物があります。これは一体どこに出ていくのだろう、どうなるのだろう、こういう問題が目の前にある。これから始まるのではなくて、既にもうあると認識すべきだと私は思います。ここに関わって何をするかによって、その後事業意欲が継続で

きるかどうかという人だっているでしょう。あるいは、やりたいけれども、物が動かさないといい人も出てくると私は思います。そうなるからでは遅い。その前に直接は、東京電力がおっしゃったように窓口をつくって対応すると言っていますけれども、私はホームページでしか見ていませんが、東京電力の補償スキーム、被害が確定できたら請求してね、払うからと、こういう組立てです。一般的な補償としては理解はできますけれども、私たちの目の前にあるのは最終的にお金を埋めてくれではない。今から仕事を続けられることをどうやったらできるかどうか、そこが問題だと思っています。

例えば長万部に窓口ができました。これから忙しくなる漁業者、加工業者が長万部まで行って話をする。あるいは、組合、漁連でも加工協同組合でもいいですけども、集約してそれを持って行って交渉する。確かに東のほうがいいということは分かりますけれども、森町の産業を守るという立場で考えたら、長万部にまず町長自ら足を向けられて要請行動を行う、具体的には森町に来て話を聞いてくれ。例えば加工業者の利益という話が、加工スキームはこういうの出ていますよね。この中見ると固定費、比例費部分は除くとか、除かないというふうな表現も出てきますが、では例えばでめんちんってどっちなのですか。働いている人の給料までちゃんと補償するのですよね、そういう話もあると思う。

それから、今融資の話も出てきました。倒さないように。融資と言いますが、新たな負債を特に弱っている事業者、過去に大きな負債を抱えている事業者にとってはさらに金利も払わなければいけないのか、こういうことになります。そうではなくて、最低でも金利の心配が要らないような形でつながるようにしてくれよ。もっと言えば、これから仕事をやっていいのだね、売れなければこれを処分していいのだね、処分する費用も全て見るのだね、こういう話もできると思うのです。そういう具体的なことを話をしていくべき時期に来ているのではないのでしょうか。事が収まってからではもちろんありません。もう少し全体がまとまってからでもないと思います。今できることがあるはずだと思うのです。これは今回の1億円を使って町長が非常に決心をされて、全国の学校給食にと動かれた。全体がではなくて、町としてできることをやられた非常にいいことだと私は思います。同じように今後に向けても、今例えばで申しあげましたけれども、できることはあるのではないですか、それを町長が森町として動いていただけないか、こういうことなのです。よろしくお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

野口議員と考えは全く一緒です。私がリーダーシップを持っていろんなものを進めていかなければ、まずはならないなと考えています。その中で、やはり海洋放出が始まってすぐに森と砂原の両組合の組合長に来ていただきまして、緊急で懇談を設けて、その中でもお伝えさせていただきましたが、水産業全体で情報共有をして進めさせていただきたい、

そして私がリーダーシップを持って進めていくというところは発言させていただきました。この間いろいろな動きがございまして、ホタテの学校給食提供事業をスタートさせて、単純にその自治体からの問合せ以外にも様々な一般の流通事業者様からもお問合せをいただきましたし、その副次的効果というものは本当に大きく広がりを見せるところでございます。

ちょっとまだ断片的にしかお話も聞いていないのですけれども、町内の玉冷在庫、かなりの勢いで在庫がはけている状況でございまして、来期、前浜の2月の出荷時期にどのような好影響を与えられるかというところはいろいろな複雑な事情が絡みますので、はっきりとはお伝えできないのですけれども、ある一定程度の消費喚起というものは促せたのかなと思っております。

先ほど答弁でもお答えさせていただきましたが、国会議員の先生、そして北海道道議会議員の先生が即座に反応していただきまして、森町で対策協議会を開いていただいたと。先ほど答弁の中でお伝えした参議院の先生だけではなくて、北海道選出の多くの国会議員の皆様、道議会の方々が本当に反応して、直接お電話もいただきました。東京要望で、これ港湾関係の要望で行ったときなののですけれども、道内選出の国会議員の皆様と懇談する場もございまして、その場でもやはり話題はホタテの学校給食、それを軸にして北海道のホタテというものをしっかりとアピールしていきたい、この窮状を東電ならず全国に発信していきたいという考えを国会議員の先生とも共有させていただきました。その中で今後2月の前浜の出荷を迎えるところで、東電に対してでめんちんというか、その辺の経費の部分ですとか、様々な廃棄のところに係る経費も丸々見てもらえるのか、そういったお話もございました。そういった、現時点ではある一定数の基準というものは東電側も設けておりますし、その辺に関してはかなり強く要望という形ではあるのかもしれないのですけれども、伝えていかなければならないと思いますし、それは以前から東電側にはあらゆる経路を通じて、経済産業省を通じてですけれども、要請活動の中でお話はさせてきていただいております。この点に関しては、行政だけではなくて漁連も関係団体含めて様々な関係団体から幅広く柔軟な対応と補償というものはしっかりと求めているところでございます。その点に関しましては、引き続き実態と相対しまして判断して引き続き対応のほうは進めていきたいと考えているところでございます。

一つの例として金融の措置の中で利息補填ですとか、そういったものも細かく考えられる要素ではありますので、しっかりとその辺は検討して進めさせていただきたいと思っております。補正対応になってくる可能性も高いのかなというふうには思いますけれども、その辺は改めて議会議員の皆様にご相談させていただきまして、早急に必要があれば進めていく段取りを取りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問はありますか。

○6番（野口周治君） 3問目になりますので、あまり具体的な細目の話は必要もないと思いますし、省きますけれども、これからも働きかけていく話の中に今回の学校給食の話がやっぱりたくさん出てくるのです。これはこれでいいのです。私が申し上げているのは規模感、課題の大きさに対する対応、対策として今後の需要開拓、あるいはホタテのPR、加工プロセスを考える、輸出のルートを考える、こういう問題はもちろん分かりますけれども、すぐにやるべきことがあれば取りあえずそれを取り出して、先にやらないと間に合わなくなるのではないかという点なのです。年末年始の休みの話は今日冒頭の今後の予定で説明もありました。これは恐らくほかの観光庁でも同じ、それから大きな会社も同じようなモードに入るでしょう。これが過ぎて年内、新しいスタートが始まってではなくて、今のうちに課題はちゃんと届けて、申し込んで考えなさいと言って、こちらから出した宿題にして年を越していただきたい、こういうことです。時間がないので細目は省きますけれども、そういう点も課題感でやっていただけるかどうかお答えください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

現状の課題を踏まえて早急にできることからというところでは、それは当然そのとおりでだと思っております。現状私どものほうで捉えていることに関しては、今まででもずっと要請するべきところにお伝えはしてきておりますし、様々な自治体との連携もしっかりと情報共有を行っているところでございます。ホタテの需要喚起ですとか販路の開拓等につきましては、これはもうこの放出が、計画が出された2年ほど前から様々な自治体で問題として捉えている中で、この噴火湾全体として共通の課題として、また解決に向けても情報共有と連携を取りやすいことだと思っております。様々な意見交換、そして情報共有を自治体単位とする場合は今現状かなりございますので、その辺はしっかりと行っていきたいなと思っております。

引き続き、今の3問目の質問で細目はお控えになるというお話ありましたけれども、もし何かこういったことということがあれば、直接お伝えいただければそれもしっかりと反映させていただきたいと思っておりますので、ぜひお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 中国の日本産水産品禁輸への対応についてを終わります。

次に、不納欠損問題の最終報告書の公表方法についてを行います。

○6番（野口周治君） では、2つ目お尋ねします。

9月に最終報告書が公表された不納欠損の責任問題についての最終報告書についてです。報告書は9月14日に町のホームページで公開され、プリントをもらうこともできます。

しかし、このことが町の広報にも記載されず、公表したこと自体を多くの町民は知らないのではないのでしょうか。不納欠損により大きな損害を町にもたらしたことについて、多くの町民はいまだに強い憤りを持っています。現町長と副町長の減俸のみで幕を引くことに納得もしていません。今から結論は変わらないとしても、せめて町民への説明会は開くべきではないのでしょうか。町長の考えを伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

国営駒ヶ岳地区土地改良事業受益者負担金、土地改良施設使用料及び下水道受益者負担金の不適切な事務処理に係る町民の皆様への報告として、令和4年3月23日、24日に町民説明会を開催いたしました。その中で町の調査がまだ継続中であること、参加された方から報告の内容が不十分であることのご指摘をいただいたことから、令和4年度中をめどに最終報告書を、もし年度内に間に合わなければ中間報告書をお示しすることをお約束させていただき、令和5年3月30日には中間報告書を、また9月14日には最終報告書を公表させていただきました。今後説明会の開催は考えておりませんが、最終報告書を公表したことを多くの方が知らないとのことでありますので、中間報告書も含め既に町ホームページに掲載していること、役場本庁舎及び支所に紙での報告書を用意していること、また郵送を希望される方には郵送することを広報1月号で周知させていただき、寄せられたご意見につきましては個別に対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 周知はすると。ただし、報告会は考えていない。個別に必要があれば話もする、こういうことだと思います。

私は常々町長が難しい問題であっても、あるいは難しい問題であればあるほど直接自分の言葉で町民に話をする、こうおっしゃっていると認識しています。大変いいことだと思っているし、そうであってほしいと思っています。この問題決してうれしい話ではないのですが、大変な問題で、でもある意味閉じているのです。お金の処理について終わった、処分問題も見解を出した。ある意味閉じていますが、コミュニケーションとしてはまだ残っていると私は思います。約束どおり出しましたよ、だから見てねではなくて、これこそ自らの言葉で町民に直接話をしていただけないか、そういうことをお考えにならないのはなぜなのかというのを教えてください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今野口議員おっしゃったいろいろな問題、そして様々なことに対して直接自分の言葉でという思いは同じでございます。当然それは今後も行っていきたいと考えているところでございます。行政としてと申しますか、今回の事案の報告会としての開催はしないという

ところでお話はさせていただきましたが、当然町長としてこの問題に関して様々なことを思われている、そして考えていらっしゃる方々、当事者も含め様々な方々がいらっしゃるの重々承知しております。そういった方々からのお話、もうこれで終わったから私に説明する責任はないですか、今後のことについてもうこれでこの問題は片がついた、終わった、そのようなことをお話しするつもりはございません。しっかりといただいた、私に話をしてくれる方、お話を、ご意見を聞かせていただける方に関しては当然私はしっかりとお聞きしたいと思っております。

この間中間報告、そしてその前後を含め、報告会だけではなくて直接町長室にいらっしゃった方々も、たくさんと言ってもそれほどたくさんではないですけども、いらっしゃいます。本当に怒りをあらわにしていろんな思いを話された方々もいます。こういうふうにしたほうがいい、いや、こういう姿勢を貫くべきだ、いろんなご意見は今までもいただきました。行政としてというか、報告会としては行いませんけれども、そういったことをお話ししたい方についてはしっかりと私は耳を傾けますし、自分の意見というものもお話しさせていただきたいと考えております。これで終わりではないというところは、前回一般質問だったか、質疑の中でだったかは覚えていないのですけれども、当然これがスタートだと考えておりますし、様々な担当課で持っているその債権に関しまして徴収体制というものは拡大に強化を進めているところでございます。数字にも表れてきておまして、これは決算か何かしらのときに定量的なものとして成果というか、その辺の職員の頑張りはお示しできるのかなと思っておりますので、その際には改めてご説明させていただきたいなと思っております。

改めまして、引き続きできて当たり前、やっけて当然のこととさせていただきますので、しっかりと行政の長として職員を引っ張って、よりよい行政運営になるように責任を持って努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 不納欠損問題の最終報告書の公表方法についてを終わります。

次に、グリーンピア大沼の町民送迎バス休止についてを行います。

○6番（野口周治君） では、3問目お尋ねします。

グリーンピア大沼、町民の送迎サービスを行ってきました。2016年の売買契約書の覚書で、そもそもの施設設置の理念から健康増進、余暇有効利用などを基本とした事業展開を行うことにより、町民の福利厚生の実現を図り、そのために住民還元サービスの一環としてサービス送迎を行うとしたことを受けてのものです。しかし、グリーンピアは先月から送迎バスの運行を停止しました。チラシを見ると3月まで停止となっています。一方で、一般宿泊者の送迎は続けているそうです。

4月以降の送迎の復活を含めて、町としての認識と対応について町長の考えを伺います。
お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

グリーンピア大沼では、森町民を限定とした館内施設利用券の配付、宿泊特別割引の実施、送迎バスの運行など、事業者として十数年にわたり行ってきたところであり、この事業につきましては町からの施設譲渡後グリーンピア大沼が設置した定期運営協議会において各委員からのご意見をいただきながら事業内容が検討され、今日までの実施に至っているものであります。

議員のご質問にありますように、事業の中の一つとしてございます施設までの送迎バスの運行が本年11月から来年3月31日までの冬期間を運休するとのことであり、8月末に開催された定期運営協議会の中でこのことについて委員より承認されて以降、運休までの期間にバス乗車の方々へ文書をもって周知を行ってまいったとのことでした。現段階において4月以降の運行につきましては未定と伺っておるところであり、このたびの冬期間運休に至ったことが事業者としてのリスクマネジメントを含めた総合的な経営判断であることも承知しているところであり、この件につきましては、町の担当部署にも数件のお問合せや運行継続へのご意見がございましたことも鑑み、町としてその声を事業者へと伝えることで改めて事業の在り方について議論がなされるものと推測するところがございます。そして、今後も町民を限定とした事業について、その内容を検討する定期運営協議会の中で送迎バス運行を含めさらに様々な事業が幅広く検討され、利用する町民に喜ばれるよう充実した内容となることを望ましいと考えているものでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 定期運営協議会で説明もあったし、これからも議論されていくことだろう、恐らくそうでしょう。それ以外の団体が、機関があるわけではない。町の立場はオブザーバーかもしれません。ですが、町として考えたときには、片方で大きな補助金を出している会社で、その会社がこういうことをやっていくことに対して町としてどう考えるかという意見を表明することはできるはずだと私は思います。運営団体があるにしても、町として町民の税金からお金を出しています。その立場からこういうことでもいいのか何とか考えなさい、お金の出し方がこれでいいのかということにも絡みます。言い方は非常に難しいですけども、そういうことも含めて町として話をしてみることも必要ではないでしょうか、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

運営協議会の中で様々な課題が話されています。本当に先ほどの答弁の中でもお話しさ

せていただきましたとおり、総合的なリスクマネジメント等々も含めた経営的な判断というところはグリーンピア大沼の経営陣にとっても非常に苦渋の決断だったのかなというふうに思っております。その中で、運営委員会の中でいろんな意見が交わされる中で、町からもオブザーバーで企画振興課が入っております。しかしながら、住民還元サービスというところで町から支援、向こうのほうで、グリーンピアさんのほうでこのことをする、しないに関していい、悪いというところを伝えるというのは、なかなか私は難しいというか、適さないのかなというふうに今考えております。町の姿勢としてお伝えしたいことは非常にございます。意見として、町民の皆様が温泉へ入るために足として使われている、そういった部分は大事ではあるのですけれども、やはり経営という中では非常に効率化を求めなければならないところもありますし、今後継続しなければならないものを取捨選択して、事業全体としてグリーンピア大沼の経営を成り立たせていかなければならないという判断は町から補助金が入っている、入っていないにかかわらず、そこは最優先で経営陣としては考えていかなければならないところなのかなというところも理解はしております。

この一般質問でご意見をいただき、様々な町民の皆様からの声も多分議員のもとには届いているのかなというふうに思っております。その点に関しましては、課題を議員の皆様と共有しながら、しっかり進めていくというところはお約束はさせていただきたいのですけれども、やはり経営というところを前面に置いて判断をしていかなければならないというところの一定のこのご理解というか、配慮というか、その点は私たちとも共有認識として持っていただきたい部分でもあるということはお伝えさせていただきたいです。

以上です。

○議長（木村俊広君） グリーンピア大沼の町民送迎バス休止についてを終わります。

昼食のため1時10分まで暫時休憩します。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時10分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

次に、飼い主不明猫への対策についてを行います。

○6番（野口周治君） 飼い主が不明、またはいない猫の問題です。ここでは仮に野良猫と呼んでお話をさせていただきます。

動物を愛してかわいがる気持ちから、自分なりのやり方として野良猫に餌を与える人がいます。それがいいとか悪いとか、そういう話は今日は横に置いて、一つは命の問題、動物を飼う人はその動物を生涯にわたって面倒を見る責任があるのではないかと。もう一つは、

ふん尿など野良猫の被害を訴える方、子猫の庭先放置にお困りの方もいらっしゃる、そういう点から質問します。

町に町民から野良猫に関する様々な相談があるようですが、具体的な対応と今後への対策についての考え方を聞かせてください。この問題は必要であれば町民も参加、協力するというのもよいと思います。町長の考えを伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

飼い主不明猫への対策について、近年少子高齢化や核家族化の進展とともに人の生活に癒やしや安らぎを与えてくれるペットの重要性は高まっております。一方で、不適切な飼育や無責任な給餌などにより飼い主不明の猫が増え、ふん尿や鳴き声、家庭菜園を荒らされるなどの苦情や相談が増えています。町では猫の適正飼育や野良猫に無責任な給餌などを行わないよう広報紙やホームページ等で町民へ周知を行っており、また相談や苦情があった場合は職員が現地パトロール等を実施し、注意、指導を行っています。

今後の対応としては、飼い主のいない猫問題の対策として地域猫活動を推奨し、地域猫活動に取り組む団体等に対する助成金制度の創設を検討したいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） ありがとうございます。町民のお困り事に向かい合うのが政治、大きくても小さくても考えるのが政治だと、そういう視点での答弁だったと思います。具体的に本件はぜひ進めていただきたい。私の認識では、この問題だんだんに大きくなりつつある。具体的に言うと、猫の数も増えていること、もう一つはお困りの声も増えていると私は感じます。この町に来て私6年ですけれども、その間に増えているなど感じているところからです。

実は先日飼い主不明の野良猫に餌をやっている方、たまたま知り合いにそういう方いらっしゃったので、2人お話をしました。そうすると、1人の方は皆まで聞かずに大賛成だと、実は私も困っているのです。猫をかわいそうだという気持ちで始めたのだけれども、これはどうしたらいいのだろうと実は思っているところあって、ぜひ進めてくれという方。もう一人の方も自分自身猫を何頭か飼っていたのだけれども、この猫は不妊の手術もしたのだけれども、やってくる猫がいるので、ついでに餌をやっていることをやっているとだんだんに増えてきた。この猫がカラスやカモメに子猫が取られる、何度も見てきた。餌の上限までは、子供を産むのだけれども、それが死んでいくのを見てきた、かわいそうだ。最初もかわいそうだったけれども、今もかわいそうだ。こういう問題をきちんと解いていく。迷惑側もあるのでありますが、全体をやはり解決する。おっしゃった地域猫化は大変大事だと思います。本当の地域猫活動というと保護する、あるいは譲渡会をやる、いろん

な活動がありますが、その入り口としてまずは飼い主のいない猫についての一旦保護して、避妊をして、また戻す。どこかにやるのではなくて元のところに戻します。これほかのところを持って行って放すと虐待に当たりますから、動物の虐待に当たるからやってはいけないのですけれども、元に戻すことはできます。

そういうことをやっている団体、森町でもかつてその団体の支援も得て多頭飼育崩壊の事例の対処に当たられたことがあると聞いています。今もその団体、どうぶつ基金ですけれども、が全国の個人と、あるいは自治体とタイアップをして飼い主不明猫対策を一生懸命やっている。具体的には獣医さんの派遣をする。その代わり地元では事前の調査、猫の保護、具体的には餌で猫をおびき寄せて捕まえてという手順、周りで必要な手は周りの人がやるのですが、そういうことをやっている事例があつて、年間相当な数の猫をそうやって私は救っていると思うのですけれども、やっているという実績もあります。一緒にやっている自治体が200を超えている、そういうレポートも出しています。毎年です。コロナ禍でもきちんと活動を続けてきている、そういう熱意もある。ぜひこういう団体と、町が全部やりなさいというのは私は難しいと思うのです。大変手間もかかる。でも、例えばどこにいますかを困り事として町内会からの声はありますか。あつたら聞いてみましょうか。あるいは、餌をやっている方がいらっしゃつたら、その方のところに行って話をするのですけれども、まず情報がないと身動きが取れない。これは、町の出番だと思うのです。あるいは、そういう獣医さんがやってきて対応してくれる。1日か2日のことですが、そのときに使えるような施設をどこかに確保する。要は、できたら空調があるような家みたいな、倉庫でもいいのですけれども、があるといいのですが、そういう具体的な問題がたくさんあります。私たち住民も一緒になってやれるはずなので、全部一度は無理だとしても、見えているところからでもだんだんに手をつけて、ぜひ始めていくのがいいのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

条件といいますか、前提として行政が行う行政サービスとして町民の皆様が抱える、例えば先ほどの答弁でもお話しさせていただきました飼い主不明の猫、ふん尿ですとか鳴き声、家庭菜園のその荒らされるですとか、町民の生活に何らかの形で支障が出る、そういったことを解決するための方策であるというふうに捉えています。その中で行政外の団体というところに対しての活動の援助、これは個人の活動は助成の対象外というところは避けられないのかなというところでもありますので、その辺はやはり民間の方々の力を借りてということにはなると思います。今後この助成制度の作成といいますか、創出に関しましては近隣自治体等の事例等を参考にさせていただきながら、当然町民の皆様の現状といいますか、そういったものもしっかりと把握しながらどういった中身がよいかというのは

検討して、そして議会とも議論しながら進めていければと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） 本件は全国でたくさんの事例もあるし、毎年たくさんのプロジェクトが自治体で動いている案件です。その気になればどうやって運営しているか、やったら何が生まれるのか、具体的には餌やりで動物は増える。あとは、病気やほかの動物に取られるところが、あと自然に死ぬもありますけれども、条件になって、その中でどうするかというときに、ここにある意味介入するのですけれども、私ほうまくいっていると思います。例えば殺処分される猫が減っていく、そのプロセスにこういう取組があると思います。ぜひ行われていることを早急に見ていただいて、聞くことでも十分だと思いますけれども、具体的にやるべきではないかと思えます。

改めて伺いますが、例えば来年度でもできることから始めようというふうにお考えいただけるかどうかをお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） 改めまして、先ほど答弁させていただきましたとおり助成金制度の創設は検討していきたいと考えております。当然先ほどお話しいただいたどうぶつ基金という団体、その他にもいろいろあるのかなというところは調査しながら事例等々を調べ進めていきたいなと思えます。担当課のほうと話は既に情報共有しておりまして、逐一進んでいくと考えております。その際は節目節目で、当然ではございますが、議会のほうにもお諮りしながら進めさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 飼い主不明猫への対策についてを終わります。

以上で議席6番、野口周治君の質問は終わりました。

次に、防犯カメラの設置活用について、野良猫対策について、議席13番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、防犯カメラの設置活用についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

2023年10月16日に岸田首相は子供の性被害防止などに関する関係省庁会議において、保育や教育現場における対策強化に向けた防犯カメラ設置に関する費用の公費補助を表明いたしました。

一方、防犯カメラは地域防犯や犯罪抑止、犯人特定などの目的で多様に利用されています。防犯カメラがあることで犯罪を起こさせない抑止力や防犯意識の向上につながります。また、自治体が公園などの公共施設や児童生徒の通学路などに防犯カメラを設置、運用するケースが増加しています。防犯カメラは、社会インフラとして認識され始めています。防犯カメラを設置することで安心感が増すだけでなく、トラブルや犯罪を未然に防ぎやす

くなります。なお、防犯カメラを設置するに当たっては、被写体となる不特定多数の個人のプライバシーを侵害することがないように注意することが必要です。

そこで、事件発生後に事件の解決に大きく役に立つことがあることから、そして防犯カメラの設置の必要性が指摘されていることから、犯罪抑止と安心、安全なまちづくりを推進する上でも防犯カメラの設置、活用をしてはいかがでしょうか。

森町内における防犯カメラの設置状況を把握しているのでしょうか。

また、ほかの自治体の導入事例を見ると、条例や要綱で町内会などの団体への補助金を出すことで設置、活用を図っており、町内会の活性化を促す意味においても考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

防犯に関しては、森地区防犯協会において小学校登下校時の防犯パトロールや歳末特別警戒などの事業を実施しております。令和2年以降、町内の犯罪件数も減少傾向となっておりますが、防犯カメラの設置は防犯や犯罪抑止、事件発生後の証拠となるなど大きな効果があると認識しています。森町内における防犯カメラの設置状況については、町では不法投棄防止の観点から町内6か所に設置しておりますが、民間企業や個人での設置については把握しておりません。

また、町内会への防犯カメラ設置に係る補助金については、町内会から設置の要望があった際には要綱や防犯カメラ設置に関するガイドラインの整備を含め検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 冒頭に話したように、岸田首相が教育現場における対策強化について防犯カメラの設置をやっていくと言っているわけです。さらに、それについて公費補助を出すという形になっています。これ以前に文科省においては2023年3月17日に不審者の学校侵入防止対策の強化についてという形で防犯カメラとか、オートロックシステムとか、非常通報装置などいろんな設備を強化することに対しての補助事業をやり始めているわけです。それで、今回直接その部分は聞いていないのですが、町としては主に環境課のほうの絡みでの設置が多いのですが、学校のほうでそういうこと、補助金がある中でやっているのかなという、ずれる部分もあるのですが、その辺ちょっと答えられる範囲で結構なので、もしそういうのがあればお願いします。

というのは、冒頭に、今日の一般質問の中で千葉議員のほうから通学路の問題がありました。やはりそういう、この最初の冒頭、私も指摘したように通学路に設置している場面も多くなっているわけです。とすれば、通学路の安全の確保の問題からしても防犯カメラの設置というのは、場所を選定していきながら設定していかなければならない時期に来ているのかなと私は思っています。それで、実際に防犯カメラの運用をする場合において、先ほど言いましたようにほかの自治体のほうのを見ますと、個人には補助金を出すという

話にはならない。どうしても公的な団体みたいな形のところに出さざるを得ないとは思いますが、そうした場合においてどのような形で設置していくのか。先ほど要望があれば補助金出して行って設置を促していくような話をしましたけれども、具体的にいろんな問題があるわけです。プライバシーの問題とかよく指摘されています。そういうことも含めて考えると、何らかのそれを制限する形の条例なり、要綱なりをつくらないと話が進んでいかないだろうなと私は思うわけです。その辺考えた場合に、どうしてもその辺の、先ほどの町長の答弁だとその辺まで考えていないような雰囲気での答弁だったので、その辺再度お願いしたいと思えます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

教育現場でのというお話が少々冒頭でありましたけれども、今回に関しましては町全体というか、その辺の視点からちょっとお答えさせていただければなと思えます。防犯カメラというところで、議員も御存じのとおり非常に課題があるのかなと。当然例えば施設の私的な部分のエリアを映すというところに対しては非常にハードルが高い、まず。その中でどちらかというところ公共サービスと申しますか、公共のそういった施策の中で防犯カメラの設置というところになりますと、どうしても公共というか、パブリックなところを映すために設置すると、そういうことに限定されてしまうのかなというふうに考えます。その中でも、答弁の中で町内会というその団体名を出ささせていただきましたけれども、やはり一番適すというか、町内会での管理運用というところがまずは駆け出し、一番最初の部分で入りになるのかなというふうに考えています。しかしながら、管理運用に関しては私も自分の店で防犯カメラの設置ですとか、管理運用を自分でやっていたので、その大変さというのによく分かります。当然撮っているからといって簡単に情報も出せないですし、誰かれ構わず参照していただくということにも、やはりどんどんならないように厳しくなっていました。当時です。ですから、当然とあるというか、警察組織に対する要請以外ほぼほぼその組織外に情報は出せないというのが現実でした。しかしながら、当時商店街単位でももう少しレベルを落としたというか、一般的な民間で運用できないものかなというふうに考えた時期もあった中で、やはり個人情報の絡みでそれは断念せざるを得ない状況でした。

いずれにいたしましても、一つ町内会という単位が目安になるのかなというところ。実際道内でも東神楽町ですとか、札幌市でもこの設置要綱、補助の部分の要綱等を設置して運用しているようでございますけれども、やはり札幌市はどうかあれですけれども、なかなか町内会からの要請というものも増えないような状況であるのかなというふうに考えています。原因の一つは管理運用面、そして費用とか、そういったもの、補助のメニューの中に組み込まれるのかなとは思いますが、その取扱いの大変さにやはりちゅうちょされるのかなというところが課題の一つとして捉えております。

重ねての答弁にはなるのですけれども、まずは町内会様のほうでどういった部分、本当にこの懸念されるようなそういった道路ですとか、そういうエリア、そういった案という

か、懸念事項と併せた案とセットになったそのご要望、そういったものをいただいて検討するというの一番スムーズなのかなというふうに捉えています。そのように考えておりますので、前向きに検討はさせていただきますけれども、まずは町内会様からのというところは一つ捉えておいていただきたいなというところを申し伝えまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 今回の防犯カメラという限定的な言い方がちょっとまずかったのかなと思ったりもしているのですが、私個人的な話をしますと、防犯カメラというよりも昔、もう20年ぐらい前に駒ヶ岳噴火したことがあります。それをネット中継をかけたときがあるのです。常に見られるような形。そのときに機材というのはそんな、手持ちのビデオカメラです。古い中古の、自分が持っていたもう使いもしないビデオカメラを使って実際に運用したときがあります。というのは、ふだん公共における自治体なんかのカメラというのはどういうふうに使われているのかといたら、個人的に言うとなんか函館の天気今どうなのだろう、雪がどのぐらい積もっているのだろうとか、そういうのを見るのに結構使うことがあります。そして、森町においてはたしか消防のほうに1台全町を見渡せるカメラが設置されたはずだと私認識しているのですが、どこかそういう形で防犯カメラの記録撮られた場合にそういうことを含めたことを考える必要があるのではないかなという気はします。

それと、もう一つは実際に私のいる町内会においても防犯カメラ設置したことがあります。実際にそういう問題があって設置しました。それは、なかなかうまくいかない。それはその場所的な問題で、今町長が言った非常に運用も問題だし、なかなかうまくいかなかった理由というのは通信回線がそこ駄目だったのです。光を入れざるを得なかったという状況で断念したことがあります。実際に設置はしました。録画はしましたし、今は録画はしていませんけれども、ダミー、そのときのカメラそのままにしてあります。当然防犯カメラを設置していますよということは表示しています、その場所においては。だから、そういう形で結構その町内会、あと運用のしやすさがどうかという問題もあるのですが、場所、町によっては光無線を使うとかという話が出たりもしているところがあるみたいですが、私ちょっと勉強不足でまだその辺分かっていないのですが、その辺をクリアできれば、通信回線がうまくできる場所においては結構比較的楽に運用できるのかなとは認識しています。だから、そういうことも含めて再度広く防犯カメラと捉える中で運用をしていくことが必要なかなと思っています。

そして、一番最後に私も書いていますけれども、町内会の活動の活性化においても必要になってくるのではないのかなと、利用できるのではないのかなと私思っていますので、再度そういうことも含めて今後の防犯カメラ、広い意味で捉えながら防犯カメラの設置、運用について答弁いただければと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

松田議員おっしゃるとおり、その防犯カメラというところではなくてその録画された映像をどういったふうに利活用するかというところでは非常に幅広く、一つの情報としてかなり有益なものであるというふうに私も捉えています。しかしながら、その情報に誰でも触れられるかというところのガイドラインを設置するときには、やはり防犯という言葉が乗ったときにはかなり限られてしまう。

例えば今建設課のほうですとか、ソフトバンクと連携の中で降雪状態を管理するカメラですとか、そういったものもいろいろと整備進めているところです。しかしながら、映像の使い方としてはやはり降雪状況ですとか、先ほど噴火の様子というのもまさにその中だったのかなというふうに考えます。その中で今回ご質問の趣旨なのかなと思うのですが、防犯カメラの設置というところにおいては、やはり幅広く使えるものとして要綱を設置しての防犯カメラというのはなかなかちょっと難しいのかなと考えております。それぞれの担当課でこういった用途に関して使うカメラはこれ、これというふうに設置が進むのかなというふうに捉えています。これもちょっと繰り返しになってしまうのですが、その中でもやはり一番スムーズなのは町内会の中で課題があって、それを解決するためのものとしての防犯カメラというふうにつながるのであれば、それをセットでご要望いただいて、物理的な回線ですとか、そういったものに関しては補助メニューの中に、仮にやるとすれば含まれるべきものなのかなという考えもありますので、その辺は分けて考える必要があるのかなと思っております。しかしながら、今後そういった有益な情報の一つとして録画されている映像というものをどういうふうに利活用していくかというのは、これはある程度幅広く検討していく価値があるのかなというふうに改めて考えておりますので、その辺は別途考えていくべき点であるというふうにまずは答弁させていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 防犯カメラの設置活用についてを終わります。

次に、野良猫対策についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、続いて野良猫対策についてということで質問させていただきます。

私の前に野口議員のほうから質問が出て、大分答えが出たのかなという気もしますがけれども、一応通告に従いまして質問させていただきます。

最近空き家に猫が出入りしている、猫が隣の空き家の車庫に住み着いている、餌付けをしていた人が転居し放置された猫がいるなどの野良猫の問題の相談が増えております。森町では広報紙やホームページで猫の飼い方について、猫を飼われている方へ、猫の飼育マナーに関する苦情が増えていきますという形で町民に注意喚起しています。一方、不適切な飼養などに関わる指導などが拡充、動物虐待に対する罰則が引き上げられ、適正飼養が困難な場合の繁殖防止が義務化され、改正された動物愛護管理法が令和2年6月から段階的に施行されています。また、飼い主がいない猫を増やさないために猫を捕まえて不妊、去

勢手術をし、元いた場所に戻すというTNR活動が注目され、猫が嫌いな人にもある程度許容してもらい、地域住民の認知と合意が得られている飼い主がいない猫を地域猫と呼ぶ地域猫活動が注目されています。地域に合った猫の管理方法を明確にし、不妊、去勢手術の実施などで数を増やさず、一代限りの命を全うさせ、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的とした活動です。

今後動物の虐待を防ぎ、動物を愛護することを通じて命を大切に作る心豊かな社会を築くとともに、動物を正しく飼い、動物による人への危害や周辺への迷惑を防止することを目的した団体、動物愛護センターなどになると思いますけれども、の設立の推進と不妊、去勢手術などへの補助金制度の創設が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

また、広報紙やホームページなどで十分に注意喚起しているにもかかわらず、その効果がないことに対してどのように考えるべきなのでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

野良猫対策について、近年国内で飼育されていない猫や飼育放棄された猫が繁殖するなど不適切な猫の飼い方が飼い主のいない猫を発生させ、地域生活に悪影響を及ぼす身近な問題となっております。今後飼い主のいない猫を増やさないために注意喚起及び指導等を強化していきたいと思えます。

また、地域猫については、その地域に合った方法で飼育管理者、管理団体を明確にし、地域住民の認知と合意が必要不可欠であります。給餌や排せつ物の管理、不妊、去勢の徹底、周辺の環境美化など様々な課題もありますが、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくために地域猫活動を推奨し、取り組む団体等を支援していきたいと思えます。また、広報紙やホームページ等での注意喚起の効果につきましては、理解、協力をしてくれている方がいる一方で理解を得られない方もいるので、今後も周知徹底してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） まず最初に、一番最後の質問していたところ、ホームページとか広報の効果の問題なのですが、十分しているというのは、私ちょっと調べてみたのです。調べると広報においては年に2回載っています。それに、ホームページでは15年の1月20日と23年の9月26日に載せているわけです。この捨て猫問題というか、猫の飼い方問題とかについて触れているわけです。これほど出して効果がないというのは、私どうしても、読んでいない人というのは当然いるのですが、いろんな、私の住んでいる地域において今回非常にそういう問題がどういうわけか湧き出てきて、というのはなぜかという個人的な部分で悪口を言うことに対して抵抗があるのだと思うのです。悪口というふうに捉えるかどうかでまた別の問題になるのですが、行ってみていろんな話を聞く中で好きな人は好きでいっぱいいるのですが、嫌いな人は本当見ると石ぶつけるという人までいるわけです。近所、同じ、その問題が起きている場所で。だから、そういったことからすれば、

そういう人たちというか、周りの人というのはそういう当然広報とか関心があって読んでいる、その部分が目に留まって読む人というのはほとんどいないと私は思うのです。とすれば、どうしても地域活動におけるそういう話を、話題が出てこなかったというのが一番問題だったのかなと私自身反省しているところもあるのですが、今回3件ほどそういうような話が出てきて、猫の問題とか、そんなに私自身も関心あったわけではありません。だから、広報にそれだけ載っているのも見ていませんでした。だから、そういうようなことからすれば、いかにそういう、せつかく載せても読んでいない方がいると伝わっていかない、広がっていかないのです。とすれば、やっぱり先ほど地域猫の話がありましたけれども、地域に根差した活動というか、それが必要になってくる。そして、初めてそういうのが町の広報に載っていたでしょうという話になるわけです、そういう話ししていると。だから、餌やり駄目なのだよということが伝わっていかないのです、広報だけでは。だから、いかに個々のコミュニケーションというか、自分たちの住んでいる周りの話の中でそういうのが話題に上るような場面をつくっていくとか、そういうようなことが必要なのだろうなというふうには思っていますので、その辺に対しての行政の役割というのはなかなか難しいところがあって、多分町としては広報のほうで載っけるぐらいとか、あと先ほどの答弁の中で実際に地域に餌やりを禁止している、その猫がいるところに見回り、パトロールをしているという話もあったのですが、その程度では多分駄目で、やっぱり住んでいる人たちの心がけとか、そういうようなことが必要になるのだろうなというふうには私は思っています。だから、その辺は再度ちょうどその場面における町の役割というのは一体何なのだろうな、どうすればいいのか、どういうふうに考えているのかという、まず最初に質問します。

それと、地域猫の問題なのですが、確かに地域猫推進するのはいいのですが、どうもいろんな問題を見ていると、その関連のいろんなものを読んでいると、民法上の規定ではないと言われているのです。動物愛護に関する規定は民法にはないと。ただ、あるのは刑法において物という扱いになりますから、器物損壊罪の問題になるだろうということになるわけです。だから、罰則規定というのはなかなかない。そして、地域猫を実際推進する上で所有権って一体誰が所有する形になるのですかという問題が出てくるみたいなのです。とすれば、ますますこの地域猫、動物虐待も含めた形での森町における動物愛護を推進する意味においては条例なり、いろんなそういう規則をつくっていく中で縛りをかけていかなければなかなか進んでいかないのではないかと私は思うわけです。ただ、今、今日の町長の答弁ではいきなりというか、地域猫の活動をして推進していくのだという言い方はしていますけれども、中身についてはまだこれからだと思いますけれども、そういうことも含めて結構奥が深いのだと私は思っていますので、その辺いかがでしょう、どう考えるかをお聞きしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

非常に難しいというか、多いか少ないかという、猫を大切にと思う人もいれば、違うも

のを大切に思っている人もいますし、所有権という話もありましたけれども、所有権、権利を有するという主張をする方がいるのであれば、それにはやっぱり育ててちゃんと世話しなければならぬという責任も当然ありますし、そもそもその辺が曖昧になっているからこの地域でこういう問題があるのかなというふうに思います。

先ほども野口議員のときにちょっとお話しさせていただいたのですけれども、やはり根本として行政としては地域の課題というか、その地域に住むというところでの近隣住民たちのこの問題、課題になるのかなと思います。結局猫であれ、カラスであれ、何であれ、やはりそこに住み続けられるかどうか。平穏な、大小あると思うのですけれども、普通に自分たちの生活がそこで脅かされず住み続けられるかどうかというところをどう解決していったあげられるかなというのが一番先に持ってこなければならぬ問題なのかなと思います。その中で先ほどもいろいろと猫の世話といいますか、愛護系の団体の方々もたくさんいらっしゃいますし、なかなか何のために活動しているのかという、その趣旨的なところは賛同はいたしますけれども、行政の役割としてはそのもうちょっと手前のところ、地域の住民の方々にとってどうなのかなというところを解決するための施策でなければならないというのは改めてちょっとお話しさせていただきたいなと思います。それにのっとって役割を考えていくのであれば、やはりできること、できないことも明確になってくるのかなというふうに思います。地域猫活動に関しましても、やはり民間で活動していただける方々がまずいて、彼らの活動をお支えする、まずはその行政としての役割、それを検討していきたいなと考えます。

議員おっしゃるとおり、地域でその活動がやはり今までないものとして表に見えるように広報していかなければならない。そこは、行政としてある程度頑張らなければならないところだなというのは理解しました。総合的に今お話しさせてもらった中身を総括しながら、この地域の猫問題と言ってしまうとなかなかあれなのですけれども、どうやって地域が合意形成の中で住みやすい地域をつくっていけるかというところに行政もしっかりと携わっていければなというふうに思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 今回一番の難題だった問題が解決ついたのでですよ、実は。いなくなって、多分20匹以上いたと思います。その人がいなくなる、餌やりやっていた関係で、いなくなって、その近所のうちに行ってしまうわけです、みんな。餌がもう、やっている人、1か月ほど入院していたのですが、その後神奈川のほうに転居した関係で、この前用事があって戻ってきたのです、その方が。それで、ちょうどタイミングよくてその話をしたところ、全部面倒を見てくれていた人がいるわけです、近所に。その人は猫好きで、野良猫を餌付けして実際にやっているし、自分のうちも犬、猫飼っているのですが、そこにみんな来てしまっていたわけです。だから、それがかわいそうで、全部愛護団体のほうの協力を得ながら10匹ほど捕まえて去勢手術をしたという経緯があります。さらに、

当然子供、赤ん坊が5匹ほど生まれて、子猫が生まれて、それに関してはそっちのほうでもらい受けてくれる人がいるかどうか探してもらったという経緯があって、なっています。そして、今回たまたま最近の話なのですが、戻ってきて去勢の不妊手術をした部分の半分は出してもらったというのが、交渉して、そこまでの話で落ち着いたのです。だけれども、その人にとっては、いる人にとっては今後ずっとそれが、餌代の負担がなってくるわけです。だから、その人といろいろ話ししていても、実際その人は愛護団体とのつながりもあるし、獣医さんともつながりがある中での話で進めている人なので、面倒見るからという話でなったわけです。それが具体的に今回の最後の問題で解決したというか、今後まだまだ継続されていくのですが、そういう形で事例が身近で起きたわけです。ただ、今回それも含みながらの一般質問の中でやっているわけですが、やる場合に個々の負担が、やっぱりどうしても生き物ですから、黙っているものではないですから、餌をやらないとどうしようもないですね。だから、その地域猫はいいのですけれども、具体的にどの程度町がそれに助成できるか、あるいは捕獲器の問題とか、ないと個々で捕獲してそういう手術をできませんから、そういうようなことを含めて広くその範囲を、行政としての役割を果たしていただければなとは思いますが、特に経済的な部分というのはやっぱり大変だと思いますので、お願いしたいということ、飼い猫と野良猫との区別をどうつけるかという問題も実際あるわけです。実際にうちなんかに紛れ込んできて、シャッターを、倉庫を閉めようとしたら突然飛び出してきたりもするわけです、全然最近分からない猫が。だから、そういうようなことからすれば、やはりそれが飼い猫なのか野良猫か分かりません。だから、そういうものを含めているんな、再質問の中で言いましたけれども、奥が結構深いということを知っていただきたいということで再度答弁をお願いしたいということ、もう一つ最初に言ったように広報の効果という部分からすれば、もう一度その辺がちょっと難しい部分ではあるのですが、ホームページ、特に町とすれば、立場とすれば広報に載っていますから、それでというふうに済ませてしまう部分が多いと思うのですけれども、どうしても口コミというか、ふだんの活動の中でそれを話題にしていきたいというのが、例えばいろんな町内会、団体の活動とか集会とかあった場合にそれしかないのかなと思いますので、その辺を含めて今後の対策として考えていただければとは思いますが、その辺のいかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

基本的に私も動物は好きなほうですけれども、個人の責任の中で飼える範囲内で飼うべきだと思いますし、餌もあげられる範囲内であげなければならない規模でやはり飼わなければならないというのが大前提であると思います。そして、行政でどこまでその補助をすべきか、何に補助をすべきか、それによるどういった効果を出したいのかということについてはやはりちゃんと整理しなければならないなと思います。行政で話題に上げて、やっぱり地域で常に忘れられないようにというか、課題としてこういうのがあるのですよということをちゃんと分かってもらえるような多分広報の仕方をしなければならないと思います。そこ

はやはり行政として、なかなかこれも表現は難しいのですけれども、課題であると。これで迷惑している人たちがいるのですよということを伝えなければならぬと思うのです。何が好きでどうこうという、個人のそういったものに関しては置いておいて、やはり行政がすべきことというのはその点だと思いますので、しっかりと整理しながら進めさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 野良猫対策についてを終わります。

以上で議席13番、松田兼宗君の質問は終わりました。

2時10分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、外国人技能実習制度への取組について、上下水道料金の見直しについて、議席2番、河野文彦君の質問を行います。

初めに、外国人技能実習制度への取組についてを行います。

○2番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

外国人技能実習制度への取組についてです。海外進出した日本企業が現地社員を招聘し、日本国内にて知識や技術を習得後母国にてその技術を発揮したことから、国際貢献の一環として昭和56年に在留資格を創設したことが起源となり、平成5年には技能実習制度が導入されました。知識習得のための研修だけではなく、実践的な技能、技術を習得するための制度であり、人材育成を通じた国際協力を進めることが目的となっております。令和4年度の統計では、東南アジアを中心に各国から24万人以上の技能実習生が全国各地で学ぶ中、森町の企業にも多くの技能実習生が在籍しており、受け入れている町内企業が日本国としての国際貢献の一翼を担っております。

また、技能実習制度は実践的な技術を習得するために座学ではなく実際の現場で活動することが多々あり、実習作業が副次的に労働力となり、地域産業を支えているといった側面もあります。少子化に加え労働力世代が流出している地方にとっては重要な制度であり、労働力不足が深刻な森町にとって技能実習制度は歓迎すべき存在であります。しかし、全国的な労働力不足から技能実習生は引く手あまたであり、地方の企業では受入れ態勢を整えても充足しない状況も見られます。森町の国際貢献度を高めるためにも、地域産業の活力を維持するためにも、実習先として森町を選択していただく取組が企業だけではなく自治体にも求められていますので、岡嶋町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

地域経済を支えてきた基幹産業において人口減少と少子高齢化により労働力不足は深刻

で、その労働力不足を補っているのが外国人技能実習生であり、今や基幹産業を支えていると言っても過言ではありません。当町には令和5年6月末で外国人技能実習生が約300名おり、そのほとんどがベトナム人と中国人で、水産加工業をはじめ農漁業、建設業など様々な分野で受け入れられております。外国人技能実習生が地域に居住したとしても職場と住居の往復で、地域にどのような魅力があるのかを十分に理解しないまま母国に帰国する可能性があります。地域における新たな担い手として定着できるよう、技能実習生を対象に地域内の見どころや魅力を伝えるツアーや技能実習生と地域住民が共に参加できるイベント等を実施することで地域や地域住民のよさを知ってもらうことができ、地域住民の国際意識や技能実習生相互のつながりの醸成も期待できると考えます。

また、技能実習生の満足度を高めることで地域の評判を高め、帰国後に母国にて地域の魅力を発信してもらい、新たな技能実習生や外国人観光客の呼び込みも期待できるような施策となるよう取り組んでいきたいと考えます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 今日朝の全協でたまたま議長から、議長会のほうでの研修で群馬県の大泉町というケースをご紹介いただいて、町民4万人の町で8,000人の外国人がいるというお話をお伺いしました。多分在留資格といいますか、ビザは全てがこの実習制度というわけでもないでしょうし、いろんなタイプがあるかとは思うのですけれども、やはり外国人の方の存在というのはもう日本のこの産業にとっても欠かせない状態であるのだなというところを改めて痛感しているところです。

それで、町長もロータリークラブのメンバーですので、お分かりかと思うのですけれども、皆さんにご紹介したいのは、ロータリークラブで国際交流事業ということで町内のホームステイしている留学生の方や各企業に、ロータリーの企業がほとんどなのですけれども、実習生の方をお招きして情報交換であったり、ちょっとしたお食事であったりというような交流会を開いているのですけれども、実際参加している方々は大変楽しいひとときを過ごさせていただきましたというお話を聞いて、それでまた町内の実習生同士でもやはり初めて顔を合vos方同士で連絡先を交換し合ったりというところで、ロータリークラブのその交流事業というのは大変功を奏しているなというふうに思っていました。そういった中で、今ほど町長のほうからイベントやツアーなどで森町の魅力を知っていただくような取組をといるお話がありました。まさに、まずそこ非常に大事なところだなというふうに思っています。ぜひもうここですぐすぐと言ってもこれ予算もかかることでしょうか、来年度予算に前向きにといいますか、もう組み込みますぐらいの町長の意気込みをもう一度聞かせてもらいたいと思うのです。

例えば日本語教室的なものも重要でしょうし、カルチャースクールですとか、あとはそういう実習生同士の交流、またその実習生と町民との交流というところで、やはり交流が深まることでこの町の魅力も発信できますし、理解もしていただけますでしょうし、何よ

りも実習、研修作業というつらい大変な毎日の中で森町をぜひ楽しんでお国へ帰ってもらいたいな。そして、お国に帰って、町長からもありましたけれども、いやいや、日本の森町ってすごくいいところだったよと地元のまた次に来る後輩に紹介していただけるような取組が本当に必要です。もうすぐというか、来年度以降もうすぐにやってもらいたい。そこは、もう一度改めて町長の思いをお聞かせ願えればと思っています。

それと、最近報道なんか聞いていますと、そもそも日本国自体がこの実習生にとって大分人気度が下がっているというようなお話を聞くのです。これの大きな原因が円安であったりだとか、ほかにほかの国でもこういう制度、同じ制度ではないかもしれないけれども、労働力を求めているという実態があるのかなと思います。そういったところもこの森町で労働力を、もし実習生が来なくなったら不足になるという事態の原因にもなり得ますので、先ほど言ったとにかく森町を選んでもらえる、そういう取組が求められています。

それで、また再質問としてもう一点、特に先ほどベトナムだとか中国というようにお話あったと思うのですが、例えばなのですか、森町として例えばベトナムの一つの、ちょっと僕国の制度は分からないですが、自治体なのか、あるいは日本でいう都道府県ぐらいの単位なのか、そういうところ詳しく調べないと分からないのですが、ぜひ本国との友好というのも大事なのではないかなと思うのです。来てくれた実習生だけではなくて、国対森町と言ったらちょっと話が大きくなり過ぎるのですが、そういう例えば実習生をたくさんこちらによこして、森町に来てくれている。それが自治体、町なのか、市なのか、都道府県クラスの自治体なのか詳しくは分からないのですが、そういったところとの友好関係を維持するというのも大事なのです。よく日本国内でも友好町村とかありますよね。そういう形でいくのか、例えば実習生一度来ますと何事もなければ5年間いらっしゃるわけですから、5年間単位でもいいので、そういう友好提携を結ぶだとか、そこまでいけなくても町長が表敬訪問するぐらいでもいいと思うのです。もしあれでしたら、もうぜひ行ってほしいのです。もし行くのであれば、受け入れている企業の方々とか私たち議員ももちろん自費で行きます。町で出してほしいまで言わないです。町長は公費でいいかもしれないのだけれども、僕たちは自費で行きますから。森町表敬訪問団ぐらいを組織して、もう感謝の意伝えに行くというのも大事なかなと思うのですが、もしよろしければその辺も町長のお考えをお聞かせ願えればと思うのですが、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、森町に既に来ていただいている方々、彼らにとって、彼女らにとってこの森町が第2のふるさとと言われるくらい、やはり実際既に受け入れている事業者さんたちは、水産加工業も農業も建設業も含め本当に皆さんもうすばらしくいろんなことをされているのです。しかしながら、今議員からもお話しありましたとおり、円安の影響が非常にありまして、やはり稼ごたいという思いが国内でというか、なかなか実りづらくて、簡単に給料の高いところに移りたがってしまうという、そういった流れも今徐々に出てきております。

その中で、やはり町にはいろんなイベントございますので、まずは桜まつりから始め、夏のまつり in もりも含めて既に町内のとある事業者さんからは神輿渡御に研修生、自分から楽しんで参加してもらっていたりもします。町内には文化的な神楽ですとか、そういったものも非常に保存会でございますので、そういった文化的な交流も含め、基本仕事の合間でやっていただかなければなりませんので、お時間つくっていただけるかどうかはなかなか課題もあるのかなとは思うのですが、町のイベントを通じてその辺りは町内の事業者に投げかけていければと思います。そこは、私もしっかりとやらせていただきたいと思います。

そして、森町と現地との交流の絆というか、その関係性を深めるためにという話が今ございました。そこ非常に私もすごく大事だと思っております、今年のとある全く関係ない事業なのですが、そこで連携協定を結んだ会社の重役の方とお話をさせていただきましたら、その方が四、五年ベトナムに滞在していたと。それで、現地の管理業者、送り出し業者も含め、そういった方々との非常に人脈もあるというところで、現在現地が今どういう状況なのか、そして技能実習生だけにかかわらず現地の若い子たちが何を日本に求めているのかというところを今情報共有させてもらっています。何ができるかというのはなかなか難しいのですが、一例としてはやはり現地のハノイ工業大学、そして現地には水産大学もあるとのございます。その方がおっしゃることは、やっぱりまだまだたとえ円安といえども、日本は文化的にも現地のベトナムの子たちからしてみると行ってみたい国であることは間違いないとおっしゃっていました。その中で12月2日の北海道新聞さんの記事にもありましたけれども、今経産省のほうでベトナムにホタテ殻むきの拠点をつくるといような流れも来ております。その中で来年度現地に行って町長自らアピールして、友好町という流れがどういう形になるのかはちょっとあれですが、より深い現地との関係性を結ぶというのは非常に今後も有効なのかなと考えています。現在ベトナムだけではなくて、その関係団体はモンゴルですとかミャンマー、インドネシアも含めて送り先の、送り元の国が移っていくのも視野に入れて様々なことを考えているようです。そういった企業様との情報交流もしっかりと進めながら、受け身ではない攻めの姿勢というのはしっかりと持っていかなければならないと思っておりますので、今この場で来年行ってきますという話はなかなか言いづらいのですが、でもしかしながら、刻一刻と深刻さを増す、人が集まりづらくなっている状況では他に類を見ないような、そういったものを打ち出して町長自ら行動していくというのは必要ではありますので、前向きに検討させていただきたいなと思います。

改めまして、地域にとって、特に水産加工業者様は非常に多くの研修生を抱えておりますし、制度も変わっていく中で人が集まりづらくなるというのは行政も課題として捉えておりますので、様々な点についてしっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、その辺はご理解いただければと思います。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 私出張で関東の地方都市、例えば千葉の、言わば房総のほうですとか、茨城の海沿いとか出張で行くことあるのですけれども、まず駅に行くと行方不明実習生の写真がいっぱい貼って、お尋ね人みたくなくなってしまっているのです。途中でいなくなってしまう方もいるらしいのですけれども、原因の一つがやっぱりその実習先でせっかく来たまちに魅力をあまり感じないで、ほかのところに目移りしてしまったというのが大きいのではないのかなと思うのです。そういうところを防ぐためにも、町長は今から来年度のことは言えないとちょっと残念な、仕方ないのかもしれないのですけれども、ぜひただそこだけ確実にやってほしいというふうに思います。

先ほど言ったそういう実習生の方に日々、休みの日なんかはいろいろ楽しんでもらったりするのは企業の方々も結構やっているのです。例えば休みの日に函館山に連れていったとか、どこかお食事に行ったとか、ちょっと函館のほうに買物に連れていったとか、いろいろやっているのです。だから、そこも大事ですし、町としても歓迎の意味と感謝の意味を込めてぜひそういう取組をしてほしいというふうに思います。よく森町に、ぜひ交流人口とか定住人口とかいろんな取組して、例えば高校生もよそから森高に通う子が増えないかぐらいまでよく話しされていますけれども、この実習生制度も全く一緒だと思うのです。いつの日か実を結ぶかもしれない交流人口より、来月、再来月の労働力となるこの実習生の方々のほうが本当にもうせっぱ詰まった状態で大事なことだと思しますので、ぜひぜひ取組を進めてください。

それで、再々質問として300名ほどいるということで大変多い。最盛期にはもっといたかなと思うのですけれども、現在、では例えば森町役場としてこういったもし課題、問題、また実習生の方々から自治体に何か相談があったときにどこの窓口が対応するのだろうかという部分もふと疑問に思うのです。それで、企業の方が一緒に来て自治体で何か相談したいというときなんかは、その企業の方が通訳してくれば大変助かると思うのですけれども、そういう状況にならなかった場合、役場としても正直コミュニケーションが全然取れない状態になってしまうと思うのです。そう考えたときに何か、通訳の方をびっちり常駐させるというのもまた難しいのかもしれないのですけれども、ぜひその辺を役場のほうに専門の課とまでは言いませんけれども、係の者がいてもいいのかな。例えば今ベトナムと中国がほとんどということでしたので、最低限自治体として取るコミュニケーションの何か方法を準備しておくということも必要かなと思うのですけれども、その辺についてどう思うか。

それと、先ほどの僕の再質問の答弁の中で、森町表敬訪問団についていかがですかという部分についてちょっと町長からのお答えが弱かったと思うので、そこをもう一度改めてお願いします。僕は、森町から表敬訪問団が必要なのではないかと。そして、どういった形でその友好関係を現地の自治体か何かと結ぶかという部分は本当に必要だと思います。そのためにも表敬訪問団いかがでしょうか、改めて。行ってみたい国としてはやっぱりまだまだ日本が人気だというようなお話だったかと思うのですけれども、行ってみたい森町

になつてもらわなければ困るのです。ですから、そのためにもぜひ改めて取組をしなければならぬと思いますので、その辺ももう一度お願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

町内でのそういった環境、過ごしやすさ、文化交流、その点につきましては早速来年度から様々なイベントを通じて楽しんでいただけるようにそこは進めたいと思います。窓口の整備に関しましても、現状で確かに言葉が通じなかったりというところがある中でもある程度携帯の翻訳機といいますか、そういったものを使いながら対応していたりというのも多々というほど多くもないのですけれども、ちらほら見たりします。専門のところ、もうちょっと多分心理的なそういうカウンセラーといいますか、今過ごしている中で悩み事がないかというような、その悩みを打ち明けられるような、そういったお父さん、お母さんの存在というところがどっちかという強いのかなとちょっと思います。

先日もとある派遣先にお邪魔して、1人、来ていたベトナムの二十一、二歳の子でしたか。お話を聞かせていただいた機会がちょっとありまして、事業者さんはすごく一生懸命されていて、言葉もなかなか通じない中でもやっぱり様々な支援団体というのも抜き打ちという言い方は変ですけども、調査の名目で事業所に入り込んで直接派遣されている研修生と話をしたり、悩み事がないかということをやっていたりもします。地域の住民ともっとも仲よくというか、親和性が深まればそういった役割も地域の方々と実現していくのかなというのも一つ考えとしてあります。いずれにしても、研修生の皆さんに選ばれる森というか、行ってみたい森町というふうにしていかなければならないというのはそのとおりでございますので、その点はしっかりと施策として実施していきたいなと思います。

3度目の質問というところで、先ほどちょっとお伝えした現地の中間管理事業者の方との情報共有というのも、実際言ってしまうと本当に行こうと思っています。行くためにはどうかという、その方法論よりかはやっぱり地域、ベトナムのほうでどういった今状況なのか、そして研修生以外の若い方々でどのように日本に対して思っているのか。研修生制度以外にもインターンシップを活用してベトナムから送り出そうとしていたりする、その流れも今ちょっとあったりもします。インターンシップ制度なんて言いますと、今森町で、国内で結構力を入れて大学生の受入れ等々もしておりますので、またちょっと違う形で幅広くこの入り口というものを広げていければ、これもまた先進事例として何かしら打ち出していけるのかな。そして、対ベトナムに対しても森町はこういうふうに入受を幅広く対応していますよというアピールになるのかなと思います。そういったこともお約束の一つとして、とあるベトナム国内の自治体と連携協定というものを結ぶこともちょっと視野に入れて今情報収集、情報共有をさせていただいております。行こうと思っています。その辺は方法論はちょっと考えながら、地域の方々と一緒に情報共有しながら道を開いていければなと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 外国人技能実習制度への取組についてを終わります。

次に、上下水道料金の見直しについてを行います。

○2番（河野文彦君） それでは、2問目、上下水道料金の見直しについてです。

多くの生活必需品の値上げが行われる中、消費者物価指数は上昇傾向であり、その上昇ペースも極めて早く、消費者にとっては厳しい状態であります。物価上昇の原因としては天候やコロナ禍、ロシア、ウクライナ情勢などの突発的な原因と世界的な人口増加による供給切迫といった継続的な上昇原因があり、円安の進行が追い打ちをかけています。賃金上昇が物価上昇に追いついていない中、国は様々な生活支援の施策を打ち出しておりますが、負担軽減策が物価上昇に追いついていないのではないのでしょうか。

このような情勢の中、各自治体においても様々な生活支援策が打ち出されておりますが、公共料金負担の軽減も生活支援として大きな効果が見込まれ、とりわけ上下水道料金は自治体の公営事業であるため首長の判断で負担額の見直しがスピーディーに行える分野であります。継続的な物価上昇に対応した生活支援として一時的な給付や減免ではなく、恒久的な料金見直しが効果的であります。また、現在の森町上下水道料金の基本料金内訳を見ますと一般家庭で多く設置されている口径13ミリ、20ミリの基本料金では10トンまでの使用量を含んでおりますが、家族構成が変化する中、月使用料が10トンまで達しない家庭が多く見られ、基本料金内の使用量を小さく設定し、基本料金を減額することで家庭の負担を軽減することも可能であります。物価上昇に対する支援策として、変化した家族構成に対応するためにも森町上下水道料金の見直しが必要でありますので、岡嶋町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

昨今の社会情勢の変化における物価上昇については、町民のみならず日本国民の生活が厳しい状況ではないかと思っております。さて、森町の上下水道料金の見直しということですが、水道事業並びに下水道事業においても燃料費や動力費、各種委託料などが物価と人件費の上昇を受けており、さらには人口減少による消費者の減少を考慮すると料金の値上げをせざるを得ない状況のところ、何とか町民の負担とならないよう現行の料金を維持しているところです。

とりわけ水道事業においては最も古い施設で49年経過しており、基幹管路や森町浄水場の更新を考えていかなければならない時期に来ており、少しずつではありますが、更新工事を実施しています。

また、下水道事業においては供用開始から22年間消費税率の改定のみで当初の使用料を維持しているところです。議員のおっしゃる基本水量を下げる料金改定を行っている自治体は承知していますが、基本料金を減額するとなるとその分は超過料金の値上げを行っている自治体がほとんどで、実質値上げとなり、高齢者世帯や若者の単身世帯等の使用水量の少ない世帯には優しい反面、使用水量の多い働き盛りや子育て世帯には厳しいという側面も持っています。今後は令和6、7年度に総務省から求められている経営戦略の改定を行い、上下水道の安心で快適なサービスの提供に努めたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 今の町長の答弁を簡単にまとめますと値下げはできない、見直しもできないというところかなと私は理解したのですが、森町の特に水道の話になりますと、以前はもっと高かったのです。もう全国でもかなり上位のほうにあるぐらいの価格だったかと。それが大分全国的に見て平均的ぐらいまでなったのですか。しかし、やっぱりそれでもまだ高いのです。今まで高いものをもらってきたのを基準に考えるから経費がとか、更新がというお話が出てくるのでしょうかけれども、例えば1つ紹介したいのが函館市。同じく10トンまでで、10トンまで使って基本料金込みで781円です。私の手元の資料が間違っていたら申し訳ないのですが、森の3分の1ですよ、20ミリで考えたら。施設の更新なんかは、函館市だって同じく抱えていると思うのです。下手すれば森より古いですよ、設備が。そういう自治体だってこの料金でやっていっていますよね。人口の減少率なんて森町の比ではないですよ、函館市なんて、率で言ったら。それでもやっていますよ、この料金で。だから、森町はどうももともと高いのに町のほうも慣れてしまったのか、その辺もうちょっと見直しできるのではないかと思うのです。先ほど少ない世帯には優しいかもしれないけれども、たくさん使う世帯にはかえって悪いというようにお話しされたかと思うのですが、がちり見直しすればいいと思うのです。例えば基本料金1,000円、5トンまで、超過料金100円とかとすると、10トンまで使ったって1,500円です。それでも函館市より高いですが。それぐらい見直しをすると、町民の負担が大分経るのかなと思うのです。先ほど家族構成が変化する中でというお話の中で、特にもう高齢の方とか单身の方ですと、やっぱり10トンいかないです。月3トン、4トンで間に合ってしまう方もいます、実際に。そういう方からちょっとお話聞いたのですが、そういうよそのまちだと10トンというところもありますけれども、やっぱり基本料金5トンとか、ちょっと半端ついて6トンとか7トンとかというところもあるのですが、僕の資料だとかえって10トンにしているほうが少ないぐらいですか、基本料金が。ですから、その辺をちょっと見直ししていただけたらと思うのです。そして、超過料金もそれほど高く設定しなかったら、多く使う世帯の負担が増えるということもないと思うのです。その辺の世帯も負担が減る、少ない世帯も負担が減る、そういう設定をしていくのが町民目線ではないのかなと思うのですが、その辺をいかがか町長のお考え改めてお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

近隣自治体と比べてみて水道料金が多少というか、高いほうの部類にあるというのは私どもも見比べてその辺は認識しているところでございます。しかしながら、今この水道の会計の中で確かに内部留保といいますか、経営的には赤字にはなっていないくて、出っ込み、引っ込みはありながらも何とか財務的には維持しているという状況であるのは河野議員もよく御存じなのかなというふうに思っております。その中でほかの自治体と当町の水道料

金の何でこんな値段になるのかというところを一概に比べられないという事情も私としてはあります。それは何でかといいますと、やはりその地域において水道を提供するための施設、そのやり方は行政の規模にかかわらず様々な事情があつての理由の積み上げで今のこの水道料金というものがあります。河野議員おっしゃったとおり、過去もっと高い値段だったというところもございまして、合併前の水道料金だったと思うのですけれども、その中でぐっと下げられた理由として、まず長期の償還が終わつたと、そういった事情もございまして。そういったものがあつて値段が下げられたという事情もございまして。今後先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたけれども、まだまだ更新していかなければならない、管もそうですけれども、施設もあつて、人口減少が進んでそれぞれの部落ごとになかなか人が抜け始めているという状況ではある中でも、やはりある程度のこのインフラ整備というものは維持していかなければならない中でかなりの更新費用が見込まれております。その中で細かくもうちょっと水道料金、基本料のところを見直して基本水量、基本料金のところを細かく下限を設けて単身世帯に対応したらどうかという話もございまして。その点につきましても、ある程度試算させていただきまして、契約に関してはその町民の方々がそれぞれ選ばれるのかなと思うのですけれども、ざっと10トンを超えない、10トン以下の方々、対象者が大体2,700世帯くらいございまして。その中で仮に10トンではないその料金帯、9トンでも8トンでも5トンでも仮に設けたとして2割を下げたとして大体1,920円、現行の10トンの値段より2割下げて1,920円税込みで計算しますと年間で大体1,460万くらいの収入減になると考えます。1世帯当たりそれを直接的に水道料金を下げて経済対策というところで町民の皆様に対してはある程度喜ばれるのかなというところもある反面、やはりそこは減収になる、これから設備投資にお金を使うというところではある程度町からも財政的なものを入れていかなければならない状況になってしまうのかなというふうに考えております。いずれにしましても、現状間接的に様々な経済対策というのは国の交付金等々を使いながら実施させていただく中で、なかなか水道料金の見直しというのは現行ちょっと難しいのかなと。先ほどちょっと答弁でもお話しさせていただきましたけれども、超過料金のところ、その辺でつじつまを合わせなければやはり町から一般会計からお金を入れるということにつながりますので、その辺も総合的に考えて判断しなければならない中ではちょっと申し訳ないのですけれども、なかなか前向きな答弁というのは難しいのかなというふうに考えております。

経済が困窮していろいろな物価高、そして燃料費が高騰しているところは重々承知しております。しっかりとその辺は別枠で何かしらの対策というものを打っていければなど考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○2番（河野文彦君） またまた難しいというお話をいただいて、非常に残念なのですが、これそれぞれ考え方あると思うのです。例えば今インフラを維持するために今後

お金かかっていくというようなお話だったと思うのですけれども、私の個人的な考えなのですけれども、例えばこういう水道事業一つ取っても使用料金だけで全てを賄えればそれは万々歳です。それが本当にできるのだったら、こんな自治体でやらなくても民間が乗り出します。でも、無理だからやらないのです。だから、僕はそういう設備、インシヤル的な部分というのは自治体が整備して、それでその維持、例えばそれで水を1トンつくるための経費、そういうものを料金としていただくというような考えなのではないのかなと思うのです。例えばですけれども、もしこれ例えにならなかつたらすまないのですけれども、住民票1枚300円、400円ですよ。ただ、あの住民票1枚町民へ渡すために何のソフトだ、人件費、何だかんだと全部入れたらこんなの1枚1万円か2万円になってしまうでしょう。だけれども、あの料金で提供しているわけですよ。あれは最低限な、1枚プリントしてお渡しするための最低限の経費ですよ。そして、頂いていると僕は思っているのです。ですから、ここで難しい、難しい、インフラを維持するためのお金がかかるので、そういう見直しはできないというのはちょっと違うのではないのかなと思うのだよ。そこちょっと考え直してもらえたらなというふうに思います。

まちによってその料金設定というのは、それぞれ事情があるというのも十分分かりますけれども、本当森町は高い時代のをずっと引きずっているのではないのかなというふうに思うのです。よその町と比べれば高いですもの、やっぱり。先ほど函館市と比べましたけれども。ですから、その辺ぜひ町民目線という部分でも町民の生活を支えるという部分でもちょっと見直しを検討してもらえないかなというふうに改めて思っています。

それで、私例えば基本料金を5トンにしたらいいのではないのかというお話を最初にさせてもらったのですけれども、私の知っている方で、要はその方も10トンいかないのです。でも、基本料金で10トンまで使えるから、本当だったら3トン、4トンで済むのだけれども、残り、では3トン余計に車洗ったり、無駄に散水したり、無駄にと言ったら失礼かもしれないけれども、10トン使わなければもったいないよなど、ではと使っているというケースも中にあるのです。だから、そういう方なんてやっぱり5トンでもし基本料金だったら、これ以上無駄に超過する必要ないのかなと多分節約すると思うのです。無駄にと言ったら失礼なので、節約すると思うのです。やっぱり町長、これだけ環境のことだとかSDGsという部分叫ばれている中で、基本水量を下げるというだけでも環境の保全向上のためには十分価値があると思うのです。だから、その辺を踏まえて町長、もう一度今僕が再三言っていた10トンから5トンにしたらどうですかというプランについて、僕は改めて環境保全のためにも、SDGsのためにも5トンプランの創設が効果的なのではないですかというところを問いますので、それについて町長のお考え方をお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

基本的には、やはり考えとしては今すぐ採用するか、できるかというとなかなか難しいというのが正直答弁としては変えられないところではあるのですけれども、先ほどちょっと河野議員おっしゃった民間が管理運営をするというところで、国のほうでも管理運営、布設も併せてウオーターPPPというところで民間事業者にどんどん、どんどん任せて移していきなさいという方針ができています。要はそれって何かというと、水道インフラの民営というか、そういう流れに国も方針として今既に出しているところもあります。その中で町としても令和6年度、来年度から策定を進めて、令和7年度に経営戦略の見直しで新たなものを策定するタイミングがございます。その中で水道事業における財務の課題、推移、今後人口減少も進んで町全体でこの事業の中でどのような財務体制が求められるのかというのもしっかりと数字を持って検討する機会がございます。その中で、今先ほどちょっとお話しした10トン以下の対象者全てが例えば5トンプランの対象になるのかどうかということも含めて料金の見直しが可能であれば、その料金の見直しというのがどこまでできるのかも含めて策定プランの中で一緒に検討すべきところではあるのかなと思います。しかしながら、実質減収分になったところは町の一般会計から補填していかなければならないという事態には必ずなりますので、その辺の賛否も含めて、これは私たちが提案し、議会の中で議論を深めていただく点ではあるのですけれども、なかなか様々なご意見の中で判断が必要なのかなというふうにも捉えております。いずれにいたしましても、現状水道料金、経済対策というところではまたちょっと別枠で対策のほうはさせていただきながら、改定に対しては今後の検討課題というところで据え置いていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 上下水道料金の見直しについてを終わります。

以上で議席2番、河野文彦君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

3時10分まで暫時休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時10分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

◎日程第6 議案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第6、議案第1号 森町職員の給与に関する条例及び森町企

業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第1号 森町職員の給与に関する条例及び森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧ください。また、資料1を御覧ください。本案は、令和5年の人事院勧告及び国家公務員の給与法改正に基づき、森町職員の期末手当、勤勉手当の支給月数を一般職員ではそれぞれ0.05か月分を、再任用職員についてはそれぞれ0.025か月分を引き上げようとするものです。

第1条では、令和5年の12月支給分の期末手当及び勤勉手当の引上げに関する改正となっております。また、俸給表の改正をしようとするものです。

第2条では、令和6年の6月及び12月支給分の期末手当、勤勉手当の支給月数の改正となっております。また、住居、その他これに準ずる場所で一定期間以上継続して1か月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に月額3,000円を支給する在宅勤務等手当を新設する規定を盛り込むものです。

第3条では、在宅勤務等手当の新設に伴い、森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例にも本手当を盛り込もうとするものです。

附則でそれぞれの適用年度を付記しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（木村俊広君） 日程第7、議案第2号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第2号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧ください。また、資料ナンバー2を御覧ください。本案は、森町職員の期末勤勉手当の支給月数改正に伴い、町長等の期末手当に係る支給月数を0.1か月分引き上げようとするものです。

第1条では、令和5年の6月と12月支給分を合算した0.1か月分を引き上げ、12月支給分を100分の230にするものです。

第2条では、令和6年の期末手当で6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.05か月分引き上げることで100分の225とするものです。

附則でそれぞれの適用年度を付記しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第8、議案第3号 森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第3号 森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧ください。また、資料ナンバー3を御覧ください。本案は、町長等の期末手当や職員の期末勤勉手当の支給月数改正に伴い、森町議会議員の期末手当に係る支給月数を0.1か月分引き上げようとするものです。

第1条では、令和5年の6月と12月支給分を合算した0.1か月分を引き上げ、12月支給分を100分の230にするものです。

第2条では、令和6年の期末手当で6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.05か月分引き上げることで100分の225とするものです。

附則でそれぞれの適用年度を付記しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（木村俊広君） 日程第9、議案第4号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（柏渕 茂君） 議案第4号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法等が改正され、出産する被保険者に係る保険税の所得割額及び均等割額の軽減措置が新設されることに伴い、これに応じた措置を講じるため森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料4の新旧対照表により主要な改正部分についてご説明申し上げます。2ページを御覧ください。上段の第23条の3項及び3ページ下段の第24条の3の改正は、出産被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額について出産予定日の前月、多胎出産の場合は3か月前から出産予定日の翌々月までの期間の国民健康保険税について減免を可能とするために規定の整備をしようとするものです。改正内容につきましては、全て下線で示しております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第9、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長(木村俊広君) 日程第10、議案第5号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○学校教育課参事(藤嶋 希君) 議案第5号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー5及び条例の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただき、資料によりご説明いたします。提案理由につきましては、森町立尾白内小学校及び駒ヶ岳小学校の閉校に伴い、森町立学校設置条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。森町立学校設置条例から森町立尾白内小学校及び森町立駒ヶ岳小学校を削るものです。

施行年月日につきましては、令和6年4月1日から施行するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(木村俊広君) これから質疑を行います。ございませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第10、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長(木村俊広君) 日程第11、議案第6号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（東谷直樹君） 議案第6号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

説明資料の6を参照願います。本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、森町火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、（１）、変電設備に関する規定の改正。（２）、急速充電設備に関する規定の改正。（３）、蓄電池設備に関する規定の改正。（４）、火を使用する設備等の設置の届出に関する規定の改正。（５）、対象火気設備・器具の離隔距離に関する規定を改正し、令和6年1月1日から施行しようとするもので、説明資料6の新旧対照表によりご説明させていただきます。

2ページを御覧願います。2ページ上段、第11条、変電設備の規定の改正は、基本的な安全対策を目的とした規定であり、キュービクル式に限定して求めるべきではないため、共通的に求められる措置として適正化を図ろうとするものです。

2ページ中段、第11条の2、急速充電設備の規定の改正は、規制の対象をその筐体と明記しようとするものです。

3ページ上段、第13条、蓄電池設備の規定の改正は、第1項、規制対象指定に係る単位が見直され、アンペアアワー・セルからキロワット時に改めようとするもの。また、各種蓄電池設備において地震時の転倒防止措置を講じようとするもの。第3項、屋外に設ける蓄電池設備の建築物からの離隔距離を設けようとするものです。

3ページ下段、第50条、火を使用する設備等の届出に関する規定の改正は、蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は届出を要しないようにしようとするものです。

4ページ上段、別表第3、対象火気設備機器の離隔距離に関する規定の改正は、新たに固定燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めようとするものです。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

○13番（松田兼宗君） 1点だけちょっと分からないので、5ページの説明のところ炭火焼き器というのが追加されているのだけれども、これというのはイメージが湧かないのですが、具体的にどういうものを言っているのか教えていただきたいのですが。

○消防長（東谷直樹君） すみません、もう一度お願いいたします。

○13番（松田兼宗君） 5ページの左側の炭火焼き器というのがありますよね。追加になっているのが、現行から改正案の中で。

○消防長（東谷直樹君） 表の。

○13番（松田兼宗君） 表の中身の。この炭火焼き器というのはイメージできないのです。どういうものを言っているのかというのは、具体的にこういうものだよというのがあれば教えていただきたい。

○消防長（東谷直樹君） お答えします。

今回追加になったところの固定燃料ということですが、これは木炭をイメージしていただければよろしいかと思います。

○13番（松田兼宗君） 器具の話、木炭ではなくて。

○議長（木村俊広君） 器具というわけではなくて木炭だということなので、そういうことで理解してもらえればと思いますけれども、よろしいですか。

ほかにございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（木村俊広君） 日程第12、議案第7号 新町まちづくり（建設）計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第7号 新町まちづくり（建設）計画の変更についてです。

裏面を御覧ください。本案は、新町まちづくり（建設）計画を変更することについて議会の議決を求めるものです。変更内容ですが、公共施設の除却に係る財源として合併特例債を活用できるようにするため、第6章の公共施設の統合整備の基本的考え方中の文言に施設の除却や売却に関する文言の追加を行うものです。具体的には、汚泥再生処理センター建設に伴う旧し尿処理施設の解体に多額の費用が見込まれるため、合併特例債の活用を検討しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（木村俊広君） 日程第13、議案第8号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画振興課参事（池田恵太君） 議案第8号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてご説明いたします。

本案は、森町議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、函館市との間において定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。お手元の資料ナンバー7を御覧いただき、資料にてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、函館市との定住自立圏共生ビジョンの期間については、第2次北海道定住自立圏共生ビジョンとして令和元年度から令和5年度までの5か年ありまして、中心市である函館市と定住自立圏形成に関する協定書を締結しているところでございます。第3次北海道定住自立圏共生ビジョンの期間が令和6年度から令和10年度となり、このたび内容の精査、政策分野の変更や追加、文言等の整理を行うものでございます。

それでは、変更箇所を次のページの新旧対照表にてご説明いたします。こちらには協定書別表第1を記載しております。

2ページ下段から次の3ページ上段まで、現行部分の医療従事者の確保・養成から安定的な医療提供体制の確保へと政策分野の名称を変更し、取組内容、甲乙それぞれの役割についても文言を変更しております。

次に、3ページ中段から連携項目の教育を追加いたしまして、新たに文化・スポーツの振興を追加しております。

続きまして、3ページ下段の別表第2でございます。連携項目、その他を追加いたしまして、新たに消費生活相談の広域的対応を追加しております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございませんね。

○13番（松田兼宗君） 説明資料の中で今回の文化・スポーツの振興の中で、乙の役割の中で各種事業に取り組むと書いている、書き方をしているのですが、それは医療従事者のところでも書いているのですよね。これ各種事業って具体的に想定していることというの

はあるのでしょうか。その辺をお願いします。

○企画振興課参事（池田恵太君） お答えいたします。

文化・スポーツの振興に関しましてですが、具体的には圏域内の文化、スポーツ施設の相互利用を推進するために施設運営の維持管理等を行うとともに、圏域住民に対して利用の案内等の情報を発信するといったことを概要としております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） そうしたら、その情報提供というか、お互いのまちのいろんな施設の情報提供だけで、特に2つのまちで何か新たにイベントとか、スポーツ大会とか立ち上げてやるという話ではないのですね。そうしたら、ここで言っているのは、という理解でよろしいですか。

○企画振興課参事（池田恵太君） はい、議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） 4ページの消費生活センターとありますね。どこにあつて、相談するためには役場を通して相談するのか、個人で相談に行けるのか、これどのような内容になっているか教えていただければと思います。

○企画振興課参事（池田恵太君） お答えいたします。

消費生活センターなのですけれども、函館市にございまして、具体的な場所については把握しておりませんでした。申し訳ございません。ですが、函館市の消費生活センターで各関係市町村の住民の相談も対応していただけるというような形、各関係市町村の住民の相談対応というのですか、そういったものの相談対応も実施していくというような形になっております。

以上でございます。

○1番（伊藤 昇君） 内容もどういう内容を相談できるのか、それと今場所も分からない。個人で行かれるとなると、やはり町民にこういう協定があるわけですから、しっかりとそういうことをお知らせするということが必要になってきますので、その辺りの対応をよろしくお願ひしたいと思います。

○企画振興課参事（池田恵太君） お答えいたします。

今後そういう対応をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（木村俊広君） ほかにございませうか。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第13、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長(木村俊広君) 日程第14、議案第9号 令和5年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(濱野尚史君) 議案第9号についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度森町一般会計補正予算の第8回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億8,122万円を追加し、歳入歳出それぞれ132億9,225万9,000円にしようとするものです。

第2条の繰越明許費、第3条の債務負担行為、第4条の地方債の補正は、第2表、第3表及び第4表にそれぞれ記載のとおりでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページをお開き願います。歳入ですが、款14使用料及び手数料の85万4,000円は、熱水供給施設の電気料金の値上げ等に伴い使用料を増額しようとするものです。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金では、各種障がい福祉サービス、障害児施設給付費等負担金、保険基盤安定支援分をそれぞれ増額補正するものです。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金は、障害者自立支援システム改修に係る国の補助金となっております。節2児童福祉費補助金の増額補正は、低所得の子育て世帯への給付金事務に従事する会計年度任用職員の人件費に係る補助金となっております。

目3衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種と出産・子育て応援交付金に係る国の補助金となっております。

目6教育費国庫補助金は、地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金の減額と、各学校に窓枠エアコンやスポットクーラーを購入する国の補助金となっております。

10ページの款16道支出金、項1道負担金、目1民生費負担金、節1社会福祉費負担金の1,050万円は国庫同様各種障がい者福祉サービスに係る道負担分を、節2児童福祉費負担金の575万円は障害児通所給付費に係る道負担分をそれぞれ計上するものです。

項2道補助金、目3衛生費補助金の25万円は、出産・子育て応援交付金の道の補助金となっております。

目4農林水産業費補助金の119万1,000円は、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業に対する道の補助金を計上しております。

目7教育費補助金の14万円の減額は、地域スポーツクラブ活動体制整備事業に係る道の補助金を減額するものです。

款17財産収入、項1財産運用収入の補正は、財政調整基金と森町幼児教育・保育施設等整備基金の運用利子精査によるものであります。

項2財産売払い収入の826万2,000円は、木材の売払いに係る収入を計上するものです。

12ページの款18寄附金は、ふるさと納税の今後の収入を見込み10億円を増額しようとするものです。

款19繰入金 of 財政調整基金繰入金は、補正予算に係る財源調整の結果、減額となるものです。また、ふるさと応援基金からの繰入金を計上し、各公共施設の冷房設備設置事業等に充当しようとするものです。

款21諸収入 of 40万1,000円は、PCR検査事業者からの返還金を計上するものです。

款22町債の補正は、鷺ノ木小学校校舎改修工事、調査設計業務の変更と鷺ノ木遺跡整備実設計業務を今年度取りやめたことによるものです。

次に、14ページをお開き願います。歳出の主なものをご説明いたします。なお、各科目に光熱水費及び人件費の補正がありますが、光熱水費については電気料金の値上げが主な要因であります。また、人件費については、令和5年度の人事院勧告に基づく職員の俸給表の改正に伴い会計年度任用職員の給料月額も引き上がったことによる増額補正となっておりますが、人事管理費をはじめとした各科目での退職手当組合の減額については、職員の定年延長の経過措置により当面定年退職者が2年置きとなることに伴う負担率の大幅な引下げによるものですので、説明は省略させていただきます。また、各科目で計上している冷房設備設置工事及び冷房設備設置工事調査設計業務委託料につきましては、今年の猛暑を受け役場庁舎、砂原支所、森町交流支援センター、駒ヶ岳特別母と子の家、鳥崎生活改善センター、森学童保育施設、各保育所、発達支援事業センターあいあいクラブ、森、砂原両公民館それぞれの施設の一部に家庭用エアコンを設置するための工事費と、各学校についてはほぼ全ての教室に冷房設備を設置する予定でいるため、初めに調査設計業務を実施するための委託料を計上しております。こちらについても各科目での説明は省略させていただきます。資料ナンバー8から18を提出しておりますので、それぞれご参照願います。なお、各科目の減額補正につきましても事務事業の執行精査によるものが主な理由となっておりますので、説明は一部省略させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料の職員研修委託料は職員に対する文書管理研修会の委託料となっております。

目3文書広報費 of 1万2,000円は、広報編集用のパソコンが値上がりしたため、その不足分を補正するものです。

目10定住対策費、節18負担金補助及び交付金 of 130万円は、来年1月で退任する地域おこし協力隊員の退任後の起業を支援するための補助金となっております。また、同じく、地域おこし協力隊員の活動内容の精査により活動支援補助金を増額するものです。

次に、16ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費 of 27万9,000円は国民健康保険特別会計への所要の繰り出しをしようとするものです。

目3社会福祉施設費、節10需用費の修繕料は沼尻コミュニティセンター井戸くみ上げポンプの修繕料となっております。また、節17備品購入費では、鳥先生活改善センターの暖房器具が故障したためFF式ストーブを購入しようとするものです。

次に、18ページの目5障害者福祉費、節12委託料は障害者自立支援システムの改修委託料となっております。節18負担金補助及び交付金の4,200万円は、自立支援医療費の給付費と障害者介護給付費に利用者の増加等により予算不足が見込まれるため、それぞれ増額補正するものです。また、節27繰出金は後期高齢者医療特別会計に所要の繰り出しをしようとするものです。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節22償還金利息及び割引料の231万円は、令和4年度の学童保育施設の保育士処遇改善臨時特例交付金、低所得の子育て世帯への臨時特別給付費に係る補助金及び子ども・子育て支援交付金の返還金を計上しております。

目2保育所費、節11役務費の102万2,000円は、保育所整備工事に係る確認申請手数料を計上するものです。

次に、20ページの障害児通所支援費、節19扶助費の2,300万円は利用日数、新規利用者の増加により計上するものです。

目5未熟児医療費の47万7,000円は、未熟児療養医療費等国庫負担金の返還金となっております。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2環境衛生費、節10需用費の修繕料は、森町葬苑ロータリーの水銀灯の修繕料となっております。

目3予防費、節12の委託料664万円及び節18負担金補助及び交付金の予防接種助成金の38万円は、带状疱疹ワクチン任意予防接種助成事業に係る助成費用を計上するものです。また、出産・子育て応援金に予算不足が懸念されるため増額補正しようとするものです。節22償還金利息及び割引料の40万1,000円は、令和4年度の感染症予防事業等国庫負担金と母子保健衛生等国庫補助金の返還金となっております。带状疱疹ワクチン任意接種予防助成事業につきましては、資料ナンバー19を提出しておりますので、ご参照願います。

目7新型コロナウイルスワクチン接種対策費、節1報酬の16万円は、新型コロナウイルスワクチンの予防接種事故発生調査に係る医師の報酬を計上するものです。

目8新型コロナ検査費の減額は、森町指定新型コロナ検査所が6月30日をもって閉鎖したため減額するものです。

次に、22ページの項2清掃費、目2ごみ処理施設費の85万円は、森、砂原両最終処分場の小破修繕料を計上するものです。

款5労働費の52万8,000円は、冬期就労対策事業について、今年的人事院勧告で会計年度任用職員の給料単価が引き上がったことに伴い、これを準用している当該業務の作業員単価も同様に引き上げようとするものです。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費の47万3,000円は、現在使用している農地台帳システムがウインドウズ11に対応していないことから、バージョンアップされた

G I Sライセンスの使用料を計上するものです。

目2農業総務費の119万1,000円は、てん菜から豆類など需要の高い作物への転換を支援する持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金の追加要望分の補正となっております。

目3農業振興費、節10需用費の修繕料は、基幹集落センター誘導灯交換、修繕料を計上しております。

次に、24ページの項2林業費、目3林道事業費の46万2,000円は、11月6日の大雨により洗掘された東谷沢橋林道の補修に係る重機借り上げ料を計上するものです。

目4森林環境事業費、節13使用料及び賃借料の47万3,000円は、現在使用している森林管理情報システムがウインドウズ11に対応していないことから、バージョンアップされたG I Sライセンスの使用料を計上するものです。

項3水産業費、目3水産施設管理費、節11手数料の159万6,000円は、漁業系廃棄物リサイクル施設における排水くみ取り手数料を増額補正しようとするものです。

次に、26ページの款7商工費、項1商工費、目2観光費の100万円は、文化・スポーツ合宿誘致推進事業の利用者増加により補助金を増額計上するものです。

目3ふるさと応援対策費の10億円は、ふるさと納税の今後の収入を見込み、それぞれの費用を計上するものです。

次に、28ページの款8土木費、項4港湾費、目1港湾管理費、節10需用費の修繕料は、森港、東港の電灯及び斜路の修繕を実施しようとするものです。

次に、30ページの款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費の、81万2,000円は、森小学校のボイラー部品交換修繕のほか小破修繕料を計上しようとするものです。節17備品購入費は、学校保健特別対策事業費補助金を活用し、各小学校に窓枠エアコンやスポットクーラーを購入しようとするものです。

目3学校建設費の150万円は、鷲ノ木小学校の校舎改修工事調査設計業務に冷房設備設置の調査、設計業務を追加し、変更契約を行うための予算の不足分を計上するものです。

項3中学校費、目1学校管理費、節13使用料及び賃借料では、コンピューター機器設備の更新時期が変更となったことによる不足分を計上するものです。節17備品購入費は、小学校同様各中学校に窓枠エアコンやスポットクーラーを購入しようとするものです。

次に、32ページの項4幼稚園費、目1幼稚園費、節17備品購入費は、小中学校同様に森小学校に移転した森幼稚園に窓枠エアコンを購入しようとするものです。

項5社会教育費、目4文化財振興費、節12委託料のP C B含有調査業務委託料は、森町遺跡発掘調査事務所の今は使用していないキュービクルにP C Bが含有している可能性があることから調査しようとするものです。また、鷲ノ木遺跡調査設計業務委託料の減額は、今年度予定していた実施設計が年度内での業務着手が見込めないことから委託料全額を減額し、改めて令和6年度に予算計上しようとするものです。

次に、34ページの項6保健体育費、目1保健体育総務費、節18負担金補助及び交付金の30万6,000円は、これまでスポーツ少年団認定員の資格を有し少年団指導を行ってきた指導

者の認定員資格は永年資格でありましたが、この制度が改正され、引き続きスポーツ少年団指導員として登録、活動していくためには令和5年中に日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格への移行が必要となったため、資格登録料及び手数料を町が補助しようとするものです。

目2 体育施設費の節10 需用費の修繕料46万1,000円は、森町ふれあいの森パークゴルフ場屋外トイレ天井を修繕しようとするものです。

目3 学校給食費、節10 需用費の修繕料66万7,000円は、給食センター厨房機器の修繕料を計上するものです。

款12 公債費は、ここに充当している公営住宅使用料を住宅管理費に充当することにより財源内訳が変更となるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

事項別明細書8ページからです。歳入歳出一括で行います。

○7番（斉藤優香君） 款15項2の国庫補助金の、後からも出てくるのですけれども、地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金というのを活用しなかったので返還するということなのですが、これは事業自体がなかったということなののでしょうか。

そして、森町としてこの地域スポーツクラブ活動というのが必要ないということからこれがなかったということなののでしょうか。

○学校教育課参事（藤嶋 希君） お答えいたします。

地域スポーツクラブ活動体験整備につきましては、当初計画としまして先進地の視察を行ったり、あと講師を招いて町内の少年団の指導者とか、教育委員会担当者の研修会を予定しておりまして、この補助金を活用して実施する予定でありましたが、申請する段階でこの補助金の対象とならない部分が出てきてまして、あとまだ体制も十分に構築されていない状況もありまして、今回この事業は今年度は見送る形になりました。

以上です。

○7番（斉藤優香君） では、森町としては地域スポーツクラブ活動というのはこれからも取り組んでいくということで、この補助金には項目が当てはまらなかったということで、ほかにそういうあれがあればまたそれにやっていくということなののでしょうか。

○学校教育課参事（藤嶋 希君） お答えいたします。

今回の事業はそういう形になりましたけれども、引き続きこの案件については継続して協議して進めていきたいと思っております。

以上です。

○12番（東 隆一君） 14ページの定住対策費ということで、そのところで節の18負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊起業等支援補助金という部分で100万円出ているのですけれども、これ来年度の地域おこし協力隊の方が辞めるときにこういう何か起業支援金

ということだと思えるのですけれども、これ前も、前年度もこういう地域おこし協力隊で起業する方に補助金を出しますよということなのですから、具体的にどういう形の補助というか、定住対策費なので、結局実際には森町に定住されるということを前提に何か起業するためには補助を出しますよということだと思えるのです。実際にこれ定住されている方、ずっと今まで地域おこし協力隊でやってこられた方はそういう補助金を出しているということは、定住されていることを前提にやっているわけですよ。ですから、実際にはこれどうなのですか。本当に定住されているのか、実際にはどういった起業をされているのか具体的にちょっと、これからやるというのが来年度、どういう起業をされる方、されるというか、実際にはどういった起業をされているのか。

いや、私言っているのは、一つ極力定住対策費ということで実際に地域おこし協力隊の方が辞められて、そこで起業しますよということで補助金出しているわけですよ。ですから、実際に定住されているということなのだと思いますけれども、実際に定住されているのかどうかという、何かあやふやな方がいるのではないかとということもちょっとうわさでは聞いていたのですけれども、それは要するに私の勘違いだったのかどうか。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

まず、今回の補助金に関しましては、令和6年1月に現在在任しています隊員が3年の任期満了を得て1月に退任しますが、その後森町に定住して起業するというための補助金でございます。具体的には森町の大通りに既存の店舗の一部を間借りして、そこで事業を行うというための整備費用となっております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 26ページ、観光費です。文化・スポーツ合宿誘致推進補助金ということで、今12月で100万円の補正ということなのですから、今12月からこれから年度末に向かってこれだけ見込まれるということなのですから、これから冬に向けてどういった活動の合宿を誘致したのか、その辺を説明願えますか。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

現在予定となっておりますのが水泳であったり、サッカーである業種でございます。春に向けて野球等々も問合せが入っています。

以上です。

○2番（河野文彦君） 当初この事業始まる時に厳しいことも言った覚えはしているのですけれども、大分事業として成果も出てきているので、参考までにどういうPRだとか、どういう広報だとかということをしてきてこういう、これから春に向けての誘致を勝ち取ったというか、実現したか、そういうところは参考のために教えていただけますか。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

町といたしましては、ホームページの告知、またはチラシの作成をしております。また、宿泊施設において直接各団体にPR等をして現在合宿を獲得しております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 冷房設備の件なのですけれども、今回大きな学校に関しては設計業務に入ることなののですけれども、この資料の中で普通教室、特別教室等という分け方しているのですけれども、例えば森中学校であれば特別活動室とか、柔道室とか、そういうところにまで設置を考えているのか、私はそこまで必要なのかというところも疑問に思っているものですから、例えばほかの施設の改善センターだとか、あいあいクラブなんかですと本当に最低限必要なところというような設置の範囲かと思うのですけれども、この学校に関してはもうある箱全部につけてしまえというような形に見えるのですけれども、その辺をどんなふうに考えているかをお願いします。

○学校教育課参事（藤嶋 希君） お答えします。

一応この資料にあるとおり、活動の場となり得るところは冷房の設置を検討するという事で調査設計を進めていこうと考えております。普通教室もあれば、特別活動室もあるので、例えば学習の中で習熟度に分けて学習したり、あとグループに分けて学習する場面もありますので、一応そういうのも想定して、では検討の教室に含めるということで進めております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 使う可能性があるところは全部というように聞こえたのですけれども、言ってしまうと見ている範囲だともう全部につけるといふふうに見えるのです。本当の倉庫ぐらいは外しているかもしれないけれども。だから、ここまで必要なのかなと本当に思うところあるのです。ちょっと繰り返しになるのですけれども、中学校の柔道室なんかはエアコンつけてまで柔道する必要があるのかなという部分があるのです。ですから、これから設計に入るのしょうから、この全てにもうつきますとここで設計、予算が通ったイコールつけますを認めたわけではないと思いますので、その辺は改めてじっくり検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○学校教育課参事（藤嶋 希君） お答えします。

一応冷房設置の可能性がある場所ということで設計に入らせていただくのですけれども、その中でやはり必要かどうかという部分も、当然費用の面もありますので、検討していくことになると思いますので、よろしくをお願いします。

○7番（斉藤優香君） 今の冷房のことにに関してなののですけれども、完全なエアコンがつくまでの間簡易的なものをつけるということで、小学校に窓枠エアコンとかがあるのですけれども、それはどこにつけるのかというのを教えていただきたいなと思ひまして、森小

学校ですと窓枠エアコンは2台なのですけれども、森幼稚園では窓枠エアコン4台とか、ちょっと各学校とかあれによってばらつきがあるのかなと思ひまして、設置場所を教えてくださいいただければと思います。

○学校教育課参事（藤嶋 希君） お答えいたします。

設置場所につきましては、例えば森小学校以外もそうなのですけれども、まず保健室に2台ずつ設置する予定です。あともう一台はシェルターの役割もありますので、会議室とかに設置したりですとか、あと森小学校はスポットクーラーということで一部考えているのですが、保健室のほうは窓の形状が開く扉になっていまして窓枠エアコンがつけられないというところも確認して、そういうところにはスポットクーラーで対応するというところで進めております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） では、保健室には基本2台ずつ入れて、ほかの会議室に2台つけるという形でよろしいでしょうか。例えば、では幼稚園もそうなるのですか。保健室ってあるのですか。

○学校教育課参事（藤嶋 希君） お答えいたします。

幼稚園につきましては、一応職員室が保健室的な機能を持っておりますので、そちらのほうに設置するのと、あと保育室3つあるのですけれども、そのうちの一つに午睡とかの関係もありますので、そこに設置を予定しております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） そのクーラーの関連なのですけれども、保育所のクーラーなのですが、やっぱり働く人や衛生面から考えて保育所の調理室というのは前からついているのかというところを教えてください。

○子育て支援課長（野崎博之君） お答えいたします。

各保育所の調理室につきましてはクーラーの設備はついておりませんが、今回子供たちが一番集まる遊戯室の部分に設置するというので、既存の扇風機ですとか、入り口のドアの窓枠なんかも細かい手入れをしながら空気をうまく循環させるようなことも考えておりますので、調理室のほうについても少しならず今までの環境よりはよくなるかなという部分で今回設置させていただいております。

○7番（斉藤優香君） 衛生面とかも考えたり、働く人、やはり調理している間というのはとても暑いと思いますので、できればスポットクーラーなどでも1台でもいいので、設置を考えていただけないかなとは思ひます。

○子育て支援課長（野崎博之君） 確かに調理される方の夏場の対応という部分では、かなり厳しいものは私たちも重々分かっております。一応現場サイドともその辺お話をさせ

ていただきました。そういった中でも今後クーリングシェルター的な部分を設けますので、職員に関してもそういった場所を活用しながら対応していこうということで運営側とは話しておりますので、こういった感じで今回設置させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○7番（斉藤優香君） 33ページの文化財振興費の12の委託料の鷲ノ木遺跡整備実施設計委託料が今回設計が間に合わなかったということなのですけれども、その理由を教えてください。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

当初実施設計も行う予定で進めていたのですけれども、鷲ノ木遺跡の整備委員会の中でもう少し検討が必要であるということで、今年度実施設計のほうは行わないというような形となったことから今回減額とするものです。

以上です。

○7番（斉藤優香君） それでは、来年度改めてやっぱり整備計画をやるのか、それともまだまだこれは考えていく方針なのかというのは何か決まっていれば教えてください。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

今現在基本設計のほうは進めておまして、来年度以降実施設計の部分ですとかということで進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） 今同じ、斉藤議員のほうからその33ページの鷲ノ木遺跡整備実施設計委託料ですか、これやり方逆ではないですか。その委員会からちゃんと聞いて当初予算に盛り込んでやると。そして、実施設計組んで起債もこれ許可もらっているのでしょうか。それでやっていくべきなのではないですか。当初予算組んでから委員会で意見もらって、それが駄目だから来年度やると。そういうやり方というのは、予算化するという部分ではあるのですか、そういうこと。それは、事務手続上ちょっとおかしいのではないですか。教育長、どうですか、それ。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

今伊藤議員言われたとおり予算取ってから委員さんにかけてというような、順番逆ではないですかということなのですけれども、最初からそのような形でこちらのほうで委員会の中でお話しして進めておりました。ただ、実際に進めている中でもう少しちょっと協議が必要、時間がかかるというふうな状況となってきたものですから、今回このような状態とさせていただいております。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） やっぱりちょっと納得いかないです。基本設計やって、そして実

施設設計の予算化組んだのです。基本設計なのです。それにはちゃんとした意見も入って基本設計組んでいると。それで予算を組んで、実施設計の。それができませんで12月ですよ、今。当初予算で予算を組んで12月ですよ。それでできません、来年また組みますと、そんなやり方というのはちょっとおかしいのではないかと思います。そのこと、予算の組み方どうですか。副町長でもいいですけれども、こういうやり方があるのですか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

その委員会の中でどういった議論がなされているかということは、ちょっと私は承知していないのですけれども、基本設計を組んでいる途中でそれが長引いてしまった。そして、それを予定して今年度実施設計を組んでいたのだけれども、それが長引いたせいでその実施設計今年度できなくなったということです。そういったことというのは想定されるのではないかなと個人的に私は思っております。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） そうしたら、1点だけ。なぜ12月ですか。もっと前に分かっているはずでしょう、できないというのは、その実施設計が。だって、予算組んでいるのそっちだから、許可しているのは。だから聞いているわけなので、そういうことを、やはり大事な財源をただ予算で組んでいて12月の補正で落としますよと。それ委員に言われたから落とします、来年予算化しますと、そういう話に私ならないと思うのですけれども、そういうルールでやっていったらみんなそういうふうになってしまうでしょう。当初予算の審議は何なのですか、そうしたら。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

当初予算の審議ではそういったスケジュールを組んでやっていくということ、それ当然ご説明しますけれども、基本計画を組んでいる年度の途中でそれが長引いてしまうということは、これはあり得ることですので、その時期がたまたま12月になってしまったということですので、そこのところはご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議長（木村俊広君） 日程第15、議案第10号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第10号について説明させていただきます。

本案は、令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第4回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ24億1,779万7,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税14万5,000円の減額は、産前産後期間における国民健康保険税減免制度創設に伴う減免分です。

款5繰入金、項1一般会計繰入金27万9,000円の増額は、職員の給料及び職員手当の増額及び産前産後減免に伴う国、道及び町負担分を繰り入れるものです。

款9財産収入、項1財産運用収入8,000円の増額は、国民健康保険事業基金運用利子が発生したことによるものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費13万4,000円の増額は、人事院勧告による給与改定によるものです。

款7基金積立金、項1基金積立金、目1国民健康保険事業基金積立金8,000円の増額につきましては、基金運用利子を積み立てようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議長（木村俊広君） 日程第16、議案第11号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第11号について説明させていただきます。

本案は、令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万7,000円を追加し、2億6,489万3,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款3繰入金、項1一般会計繰入金21万7,000円の増額は、職員の給料及び職員手当の増額によるものです。

6ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費21万7,000円の増額は、人事院勧告による給与改定に伴うものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号

○議長（木村俊広君） 日程第17、議案第12号 令和5年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 議案第12号について説明させていただきます。

本案は、令和5年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第3回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ22億3,798万4,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入につ

いてご説明いたします。款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金10万2,000円の増額及び項2国庫補助金、目1調整交付金3万6,000円の増額につきましては、歳出における保険給付費の増額に伴い各負担割合に応じて補正しようとするものです。

項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金（総合事業）103万1,000円の増額につきましては、歳出における地域支援事業費の財源内訳の変更に伴い補正しようとするものです。

目3地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）28万2,000円の減額につきましては、歳出における人件費の減額に伴い補正しようとするものです。

目4保険者機能強化推進交付金206万1,000円の増額及び目5介護保険保険者努力支援交付金206万2,000円の増額につきましては、交付金の額の確定に伴い補正しようとするものです。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金13万8,000円の増額につきましては、歳出における保険給付費の増額に伴い補正しようとするものです。

目2地域支援事業支援交付金111万4,000円の増額につきましては、歳出における地域支援事業費の財源内訳の変更に伴い補正しようとするものです。

款6道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金6万5,000円の増額につきましては、歳出における保険給付費の増額に伴い補正しようとするものです。

6ページの項2道補助金、目1地域支援事業交付金（総合事業）51万6,000円の増額につきましては、歳出における地域支援事業費の財源内訳の変更に伴い補正しようとするものです。

目2地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）14万1,000円の減額につきましては、歳出における人件費の減額に伴い補正しようとするものです。

款7財産収入、項1財産運用収入、目1基金運用収入2万円の増額につきましては、介護給付費準備基金運用利子が発生したことに伴い補正しようとするものです。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金6万5,000円の増額につきましては、歳出における保険給付費の増額に伴い補正しようとするものです。

目2地域支援事業繰入金（総合事業）361万円の減額につきましては、歳出における地域支援事業費の財源内訳の変更に伴い補正しようとするものです。

目3地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）14万1,000円の減額及び目5その他繰入金78万6,000円の減額につきましては、歳出における人件費の減額に伴い補正しようとするものです。

項3基金繰入金、目1準備基金繰入金298万6,000円の減額につきましては、歳出における保険給付費の財源内訳の変更及び償還金の増額に伴い補正しようとするものです。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。8ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費30万3,000円の減額、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費24万8,000円の減額及び目2認定調査等費23万5,000円の減額につきましては、人件費の増に伴い補正しようとするものです。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費につきましては、歳入で説明いたしました基金繰入金の減額に伴い財源内訳の変更をしようとするものです。

10ページの項 2 介護予防サービス等諸費、目 5 介護予防福祉用具購入費50万円の増額につきましては、保険給付費の増額に伴い補正しようとするものです。

項 3 その他諸費、目 1 審査支払い手数料 1 万円の増額につきましては、国保連合会審査支払い件数の増加に伴い補正しようとするものです。

款 4 地域支援事業費、項 1 介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、歳入で説明いたしました交付金の額の確定及び繰入金の減額に伴い財源内訳の変更をしようとするものです。

12ページの項 3 包括的支援事業・任意事業費、目 1 総合相談事業費22万5,000円の減額、目 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費26万2,000円の減額及び目 7 認知症総合支援事業費24万3,000円の減額につきましては、人件費の増額に伴い補正しようとするものです。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付金、目 2 償還金25万円の増額につきましては、国庫支出金等過年度分返還金の確定分を補正しようとするものです。

14ページの款 6 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金 2 万円の増額につきましては、歳入で説明いたしました介護給付費準備基金運用利子を積立てしようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書 4 ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 13 号

○議長（木村俊広君） 日程第18、議案第13号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第3回目の補正となるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ358万1,000円を減額し、歳入歳出をそれぞれ2億7,147万4,000円としようとするものです。

第2条、繰越明許費の設定は4ページ、第2表に記載のとおりでございます。

事項別明細書にてご説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。歳入の款1繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金358万1,000円を減額し、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節2の給料、節3の職員手当、節4の共済費は、給与改定によるものと予算の精査によるものでございます。節10の需用費の修繕料費は、暖房用循環ポンプの水漏れ修繕とその他小破修繕をしようとするものでございます。節14の工事請負費は、さくらの園冷房設備設置工事をしようとするもの、節17の備品購入費はスポットクーラーを購入しようとするものです。なお、備品購入費が予算総額減額となっておりますが、これは令和5年度当初予算に計上し購入しました電動ベッド購入の入札減を精査した結果、減額補正となっております。冷房設備設置事業につきましては、本予算を全額明許繰越しをして令和6年度にて事業を執行しようとするものです。別紙資料ナンバー20を提出しておりますので、ご参照願います。

款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節2の給料及び節3の職員手当、節4の共済費は、給与改定によるものと予算の精査によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑はありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第14号

○議長（木村俊広君） 日程第19、議案第14号 令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第14号についてご説明いたします。

本案は、令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第2回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額へ1,900万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億675万3,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入の款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料につきましては、水産加工会社から排出されますウロが前年度並みのペースで排出されておりまして、今年度は最終的に当初から500トン増の3,000トンの受入れを見込み1,000万円を増額するものでございます。

款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、過年度分のウロを焼却するための財源等といたしまして898万円を増額するものであります。

また、款5項1目1の繰越金につきましては、昨年度の決算で生じた繰越金を充当財源とするため2万2,000円を補正するものであります。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。歳出の款1項1目1総務事業費、節2の給料から節4の共済費につきましては、それぞれ令和5年度人事院勧告に基づきまず補正でございます。続きまして、節10の需用費につきましては、原油価格の高騰等の影響を踏まえまして電気料の予算不足が予想されることから40万円を増額するものでございます。続きまして、節12の委託料の焼却処理業務につきましては、令和5年度のウロの受入れ増加に伴う分として500トン分、1,293万4,000円、また過年度分の処理分といたしまして約150トン分、508万5,000円、合わせて1,801万9,000円を増額するものでございます。節26の公課費につきましては、令和5年度の消費税及び地方消費税の確定申告に伴いまして令和6年度分の中間納付として不足します71万4,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑はありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第19、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第15号

○議長(木村俊広君) 日程第20、議案第15号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○国保病院事務長(千葉正一君) 議案第15号についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第1回目となるものでございます。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款病院事業収益、9億6,276万5,000円に71万5,000円を追加し、9億6,348万円とし、支出、第1款病院事業費用、12億701万9,000円に1,847万3,000円を減額し、11億8,854万6,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書き中の「4,649万円」を「4,625万4,000円」に改めるものでございます。収入、第1款資本的収入、9,844万1,000円から1,000円を減額し、9,844万円とし、支出、第1款資本的支出、1億4,493万1,000円から23万7,000円を減額し、1億4,469万4,000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。第4条、債務負担行為の補正は、記載のとおり項目を追加するものでございます。なお、冷房設備設置工事調査設計業務委託につきましては、資料ナンバー21をご参照願います。

続いて、第5条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を記載のとおり1科目について減額補正するものでございます。

以下、4ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、第1款病院事業収益、第2医業外収益、第2他会計補助金の5,000円の減額は、令和4年度起債確定による利息を精査したものでございます。

第3補助金の72万円の増額は、道補助金、物価高騰対策支援金の確定により補正するものでございます。

次に、支出、第1款病院事業費用、第1医業費用、第1給与費の2,061万6,000円の減額につきましては、職員の児童手当と定年延長による退職者の減少における退職手当組合費の減額補正でございます。

第3経費、報償費の216万の増額は、宿直応援医師等の謝金と市立函館病院より当初月2

回から3回へと宿直医の派遣件数の増によるものでございます。

続いて、項2 医業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費1万7,000円の減額につきましては、令和4年度に借り入れました企業債の利息精査によるものでございます。

次に、5ページ、資本的収入及び支出の収入、款1 資本的収入、項2 出資金、目1 出資金の1,000円の減額は、令和4年度に借り入れた企業債の元金精査によるものでございます。

支出の1 款資本的支出、項2 企業債償還金、目1 企業債償還金の23万7,000円の減額につきましても令和4年度に借り入れた企業債償還金を精査したものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。収入、支出一括で行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第16号

○議長（木村俊広君） 日程第21、議案第16号 令和5年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第16号についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度森町水道事業会計予算の第1回目の補正でございます。

第2条の収益的収入及び支出について、支出の第1 款水道事業費用を既決予定額の3億3,097万7,000円から71万6,000円減額し、支出総額を3億3,026万1,000円にしようとするものでございます。

第3条の債務負担行為につきまして、水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為の事項、期間及び限度額に次の事項、期間及び限度額を追加するものでございます。事項として森町浄水場運転管理及び事務業務委託に係る債務負担行為、期間として令和5年度から令和10年度、限度額として4億1,937万5,000円でございます。次に、令和6年度水道施設庁舎清掃業務委託に係る債務負担行為、期間として令和5年度から令和6年度、限度額

として317万9,000円でございます。水道浄水場運転管理及び事務業務委託に関しては、資料番号22番の1ページ目をご参照願います。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費72万2,000円の減額と目5総係費6,000円の増額は、給料、手当、法定福利費の補正によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書3ページです。

○13番（松田兼宗君） 資料ナンバーで22番、この債務負担行為なのですが、今回5年度で4億1,900万何がしの債務負担行為について調書を出しているのですが、これというのは業務内容を見ますと、これ全体の浄水場を運営する上で何%ぐらいを占めているのか、その辺の把握しているのでしょうか。要するに民間に委託するわけですから、その部分の業務の委託料というか、全体の仕事の総量から言うと何%を占めているのか、その辺把握していればそこを教えてくださいたいのですが。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時39分

再開 午後 4時41分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

水道事業に関しても浄水場の運転管理とか、その辺は3つ浄水場ありますけれども、全て民間に委託しておりまして、委託する前は水道職員って11人か12人くらいいたと思いますけれども、現在水道の職員って私含めて3人です。ですので、全体の割合でいくと水道の運転管理というのはもう約80%から90%くらいは民間に委託しているような状況になると思います。また、今回主な内容の（7）番のところには水処理薬品の調達業務、ここを新規委託することになっていますので、今までは薬品の契約とか調達とかは職員がやっていたけれども、なかなか業者から伺い上がってきて、こっちでまた決裁取って薬品発注するという非常に手間のかかるものなので、その辺ももう委託に出して円滑な業務にするということで、今回から薬品の調達も入っておりますので、その部分も委託料としては上がっていることとなります。その分、薬品費は減額に予算上はなります。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 実は何で聞いたかということ、民営化が移管するという危惧があるのかなど。だから、どの程度までウエートを占めているのであるということを開きたかったのですが、それが8割、9割までだという話までになってくると民営化に変わらないのではないというふうに、なってしまうのではないというふうには思ったりも考えたりするのですが、課長というよりも町長、副町長、どういうふうにと将来的に考えている

のかということをお聞きしたいのですが、いかがなのですか、その辺。

○議長（木村俊広君） 松田議員、この内容とちょっとずれている内容なので、もし答え必要であれば、改めて町長、副町長のほうに質問してもらえればと思います。

そういうことで、ほかにございますでしょうか。

○13番（松田兼宗君） いや、大体パーセントが分かっただけで十分分かりましたので。

○議長（木村俊広君） ほかにありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第17号

○議長（木村俊広君） 日程第22、議案第17号 令和5年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第17号についてご説明を申し上げます。

本案は、令和5年度森町公共下水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額の4億5,889万1,000円から4万8,000円減額し、支出総額を4億5,884万3,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の3億3,195万6,000円から29万6,000円減額し、支出総額を3億3,166万円にしようとするものでございます。

第4条の債務負担行為につきまして、公共下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為の事項、期間及び限度額に次の事項、期間及び限度額を追加するものでございます。

事項として、森町森浄化センター維持管理業務委託に関する債務負担行為、期間として令和5年度から令和10年度、限度額として2億8,789万5,000円でございます。資料番号22の2ページ目をご参照願います。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収益的収入及び支出について、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費12万2,000円の減額、

目4総係費7万4,000円の増額は、給料、手当、法定福利費の補正によるものです。

5ページをお開き願います。次に、資本的収入及び支出の支出について、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費29万6,000円の減額は、給料、手当、法定福利費の補正によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。収入、支出一括で行います。

○13番（松田兼宗君） 先ほどと同じような質問なのですが、どの程度なのでしょう。この全体の債務負担行為の部分の占めている割合、それと人数がそれだけ減っているということも先ほど言いましたけれども、11人か12人が3人に減っているのだという話は言っていましたけれども、この浄化センターについてはどうなのでしょう、その辺。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

下水処理場というのは、なかなかこの自治体も行政職員が管理していることはなくて、大体が委託しています。森町も供用開始から浄化センターの運転に関してはずっと委託してきておりますので、処理場に関してはもう100%委託していると思ってよろしいと思えます。あと、職員に関しては管渠費の工事の建設改良とか、あと管渠の維持管理とか、その辺を行っておりますので、処理場に関しては100%委託とと思ってよろしいかと思えます。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第22、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 決議案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第23、決議案第1号 パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議を議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

○6番（野口周治君） では、提案の趣旨をご説明します。

冒頭申し添えますけれども、2つあります。1つは、その後の事態の変化もありましたので、若干織り込んでご説明します。もう一つは、今回は決議案の提出用意ができたタイ

ミングの問題から5名での共同提案となりましたが、本来であればこういう課題は議長提案、もしくは全議員での提案としたかったなと考えながら行うものであります。

パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議。

10月7日からはじまったイスラエル・ガザ紛争では、すでに死者数が1万1,000人を超える深刻な事態に陥っている。グテーレス国連事務総長が「ガザは子どもたちの墓場になりつつある」と即時停戦を訴えたように、ガザ地区ではとりわけ子どもたちの犠牲が増え続けている。

国連総会は10月27日、ガザ地区の情勢に関して緊急特別会合を開き、敵対行為の停止につながる即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議を採択した。イスラエルとハマスの双方をはじめとするすべての当事者が、この決議に従い、国際法を完全順守し、暴力行為を中止すべきである。

その後一時停戦も行われましたが、また再び戦闘が始まっています。

ガザ地区では電力、食料、医薬品、燃料などが遮断され深刻な人道的危機に直面している。これ以上の犠牲者を生まないための人道支援が急務である。支援を阻む要因である戦闘行為をただちに中止し、人道的休戦を行うように、すべての当事者に求めるものである。

また、政府においては「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ平和のうちに生存する権利を有する」と宣言する憲法を持つ日本として、国連憲章と国際法を基準に国際社会との緊密な連携のもと、市民の犠牲を食い止め、ガザへの人道支援を行うことができるように、関係各国に人道的休戦を強く働きかけて、一日でも早く和平が実現できるよう強く求める。

以上です。

○議長（木村俊広君）　これから決議案第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○13番（松田兼宗君）　非常に意地悪な質問なのかもしれませんが、よく意見書と決議というのがあるのですが、その違いとは一体何なのか。そして、過去においてこの森町議会では2つ、私が記憶しているのは2つなのです。気候非常事態宣言に関する決議は上がっています。それと、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議し、即時撤退を求める決議というのが、これは昨年3月14日に上がっています。それについて私たち議会、あるいは議員としての立場として決議として上げる以上は、これに制約されなければならないと私は思うわけです。とすれば、私この今回の野口議員の内容について反対しているわけではありません。そういう気構えで決議を上げないと意味がないのではないかなと私は思っていますので、その辺の野口議員の提案者としての立場というか、その考えというか、今後どうやって、そういう決議を上げるのはいいのだけれども、議員個人がきちっと自分の中に取り入れているかどうかの確認をしていくのか、その辺を聞きたいのですが。ちょっと意地悪な質問かもしれませんが。

○6番（野口周治君） まず、決議と意見書ですが、私の理解ですが、意見書はこうしてくださいという見解を示すものですが、決議はこうあるべきだという姿勢を示すものと理解しております。これを上げる上で賛同する議員は自らそうあるべきだということですから、その立場に立つことを明確にして、そういう意味では責任を負うとおっしゃることもそのとおりだと思います。本件自体について、これから先は具体的な議論だと思いますが、私は政治的な立場、あるいは国家間の駆け引きの問題もありますけれども、世界中の人がひとしくやはり停戦を願っていると思っております、その立場を明らかにすることによってよいのではないかと考えてご相談をさせていただきました。

以上です。

○9番（佐々木 修君） 決議案そのものに反対のつもりではないのです。内容についても異論はないのですが、やはり決議する、意思表示をするわけですから、提案者は冒頭一部の議員で提案したという表現使っていますけれども、これも何人からか指摘を受けてのことだと思うのです。私も指摘させていただきました。それで、できればこのような決議案は議員全員が連名で名を連ねて提案する、そして決議する、こういう形をきちっと取っていただきたいなど、こういう要望の気持ちを持っているのです。それについて提案者はどんなふう考えているかをちょっとお聞かせください。

◎時間の延長について

○議長（木村俊広君） 審議の最中ですがけれども、お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） では、5時過ぎますけれども、延長するということで異議なしと認めます。

本日の会議時間は延長します。

◎日程第23 決議案第1号（続行）

○議長（木村俊広君） 引き続き答弁を。

○6番（野口周治君） ただいまのご質問にお答えをします。

先ほど私も冒頭述べましたとおり、こういう中身であれば本来全員で提案、あるいは議長提案となるべく準備をすればよかったと私も思っております。これが決議の言わばルール上の要件であるとは理解はしておりませんが、やはり事の性質上みんなで決めて、みんなで提案して、みんなで決めるのがよかったが、そう思っているということにおいてはご指摘のとおりだと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。
これから決議案第1号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。
日程第23、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議員の派遣について

○議長(木村俊広君) 日程第24、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣のほか、議案の審議または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の議案に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第25 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長(木村俊広君) 日程第25、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告とするものです。

◎休会の宣告

○議長(木村俊広君) お諮りします。

これをもちまして令和5年第2回森町議会12月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和5年第2回森町議会12月会議を終了します。

お疲れさまでした。

休会 午後 5時01分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和5年12月5日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員